

法政大学学術機関リポジトリ

HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-10-28

グローバル化と「社会的経済」：グローバルな、新たな「公共性」を求めて、あるいはハーバーストとの批判的対話

粕谷, 信次 / KASUYA, Nobuji

(出版者 / Publisher)

法政大学経済学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

The Hosei University Economic Review / 経済志林

(巻 / Volume)

70

(号 / Number)

4

(開始ページ / Start Page)

127

(終了ページ / End Page)

213

(発行年 / Year)

2003-03-05

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00003160>

グローバリゼーションと「社会的経済」

—グローバルな、「公共性」を求めて、あるいはハーバーマスの批判的対話*—

粕谷 信次

目次

はじめに

- I なぜ、いま、「社会的経済」が注目され、「社会的経済」セクターの拡大が促進されなければならないか
 - (1) NPO, 「社会的経済」概念
 - (2) なぜいま、社会的経済が注目され、拡大が促進されなければならないか
 - (3) 新自由主義的グローバリゼーションによる「生活世界の植民地化」の極度の進行
- II 〈個—アソシエーション—公共性〉による新たな公共性の追求
 - 公共性の「再」構造転換と社会的経済、あるいはハーバーマス理論との批判的対話—
 - (1) 新しい公共性を求めて—再び NPO の社会的使命と協同組合の共益について—
 - (2) ハーバーマス理論の展開過程
 - (3) ハーバーマス理論との批判的対話
 - (4) 〈個—アソシエーション—公共性〉による新たな公共性の追求
- III 「新しい公共性」のグローバル性

はじめに

本稿は、欲張ったことを試みようとしている。すなわち、二つのことを一度に試みようというのである。

ひとつは、先進諸国でも途上国でも、いま、企業セクターでもなく、政府セクターでもない、非営利 (Non-Profit)・非政府 (Non-Government) 組織 (Organization) の、あるいは、「社会的経済」(フランスからEUに広まった用語で、このNPOばかりでなく、協同組合・共済組織も含む。) かなる第三セクターの台頭が注目されているが、それはなぜなのかを問いつつ、その社会・経済構造上の、あるいは機能上の位置づけと、その歴史的意義を論じることである。

もうひとつは、うへの課題を果たすうえで、ポスト・マルクス、ポスト・モダンを踏まえつつも、なお、自らを「最後のマルクス主義者」⁽¹⁾と規定しつつ、「未完のモダンのプロジェクト」の完遂を迫るラディカル・デモクラットの社会・政治哲学者であるハーバーマスの議論を参照することが、一方でかなりの助けになるとともに、他方で、社会的経済についてのうへの課題を首尾よく果たすためには、ハーバーマスの議論に対しては、逆にかなり反省を迫らねばならなくなる、ということ論じたい。つまり、ハーバーマスに関するひとつの読解を試みたいということである。

まず、前者のNPO、ないし、「社会的経済」についての議論からはじめよう。

I なぜ、いま、「社会的経済」が注目され、「社会的経済」セクターの拡大が促進されなければならないか

(1) NPO, 「社会的経済」概念

アメリカの著名な経営学者、P.F.ドラッカーは、20前の著書、『断絶の時代』(The Age of Discontinuity, 1968)での先見の明を誇りつつ、『新しい現実』(The New Realities, 1989)において、病院、学校、各種慈善団体、社会福祉団体、保険団体、美術館や博物館などの多様な各種文化団

体、それに教会など、政府組織（第一セクター）でも、営利組織（第二セクター）でもない、すなわち非営利・非政府組織（NPOs・NGOs）からなる「第三セクター」が、アメリカでは、古くから多く存在してきたが、最近、それがさらに急拡大していることを指摘し、そして、これを1776年～1820年の40年ほどを転換期として移行し、200年ほど続いてきた歴史が1970年前後から、2010～2020年を転換期とするポスト資本主義の「新しいつぎの世紀」、すなわち、「知識社会／組織社会」、—そこでは、「現実支配力をもつ資源、最終決定を下しうる『生産要素』は、資本でも土地でも、労働でもなく、知識である」という一への移行の、不可欠の随伴現象で、すでに、「新しいつぎの社会」が始まっていることを示す「新しい現実」のひとつであるとした。

かれは、いう、「知識社会は、社会的な移動性があまりに高いために、根のない社会になるおそれがある。しかも『労働者階級』も残っている。農村や小さな町の社会的な絆もなくなってきている。そして知識労働者の視野は狭い。したがって知識社会には、あくまでも自由な選択のもとに形づくられ、しかも人と人との絆となる地域社会が不可欠である。知識社会には、個人が奉仕を通じて、主人の役割を果たすことのできる場が必要である。……個人が社会に積極的に参加し、それぞれ責任をもつことのできる場が必要である。」⁽²⁾

つづく『ポスト資本主義社会』（1993）では、これを「社会セクター」と呼び、「社会セクターによる市民性の回復」という章を設け、つぎのように、
「今日、個人は、投票と税以外には、世の中に影響を与えることも、行動を起こすこともできない。市民性のない国家は空虚である。……社会に市民性がなければ、市民を生み出すうえで必要とされるコミットメント、つまり国民を統合するための責任あるコミットメントなど、ありえようはずがない。世の中をよくすることから生ずる満足や誇りもまた、ありえようはずがない。……ポスト資本主義社会という急激な変化と危険の時代において、政治が機能するためには、市民性の回復が不可欠である」⁽³⁾と。

ところで、ドラッカーは、このような非営利・非政府組織の発展は、ア

メロカ以外でもみられないことはないが、あらゆる分野に見られ、しかも広範に存在しているのはアメリカ独特であるとみているが、L.M.サラモンとその協力者達は、非営利・非政府組織の台頭、急成長とそれが果たす役割への注目は、アメリカのみならず（ヨーロッパのいくつかの国は、アメリカよりもそのウエイトがはるかに高くなっている）、ヨーロッパ、さらには途上国を含めてグローバルな現象であると視野を広げる。

「最近、政府の役割に関して不満が生じてきており、社会を二つのセクター（市場と国家、民間セクターと公的セクター）で概念化し、把握しようとする伝統的方法は、かなり根本的に見直しを迫られている。すなわち、形態は民間であるが目的においては公的色彩のある第三番目の組織集合は、世界中で人間の様々な問題をなくすために長いあいだ大きな貢献をなしてきたにもかかわらず、学術的調査や市民のあいだでの討論の対象としてもほとんど無視されてきたのであるが、そのような組織の見直しが迫られているのである。

この第三の組織は、アメリカやイギリスでは政府の社会福祉支出にとって代わるものとしての機能を求められたり、フランスでは貧困層が社会から排除される問題の解決を求められたり、スウェーデンにおける多元主義を推進するために求められたり、ロシアや中央ヨーロッパにおける『市民社会』を育成する手助けをするために求められたりしてきている。発展途上国においては、そのような非政府であるが非営利でもある組織は、草の根レベルの活動と「自立のための援助」を重視する新しい開発問題へのアプローチのための重要な触媒とみられてきている。……『第三セクター』は、現代社会及び経済社会において日増しに重要な役割を果たすものとして見られるようになってきている。』⁽⁴⁾

ところが、かれらは、その問題点として、「第三セクター」に対する期待は増大しているが、そのセクターの特徴やそのセクターに何ができるか、定義可能な「第三セクター」の正確な輪郭はもちろんのこと、そのセクターの存在についてのきちんとした合意さえもほとんどなく、概念の混乱が甚だしいと嘆く。そして、体系的な国際比較というきわめて妥当な視

点をとりながらも、しかし、その際、同一の対象を比較すべきだとして、アメリカの非営利、非政府組織概念による「第三セクター」の定義を基本にして、つぎのような定義を採用する⁽⁵⁾。

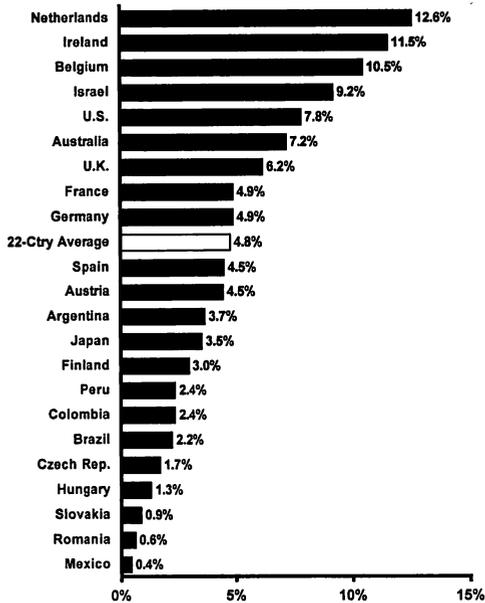
①法的にはないにしても、実質的に制度化されている組織 (organized)。②制度的に政府から独立している組織 (private)。③利益配分をしないこと (non-profit-distributing) —その組織の所有者あるいは理事に組織の活動の結果生まれた利益を還元しないこと。その組織はある程度の「公共」目的を有しており、その活動と目的において本来営利的なものではない。④自己統治組織 (self-governing)。⑤有意義な程度の自発的参加 (voluntary)。そのほか、⑥宗教組織が関係する各種 NPO は含まれるが、宗教組織 (religious worship organization) そのものは除く。⑦非政治的であること。

すぐ後の議論と関連して注意すべきことは、営利と非営利について、協同組合、共済、自助グループ組織 (cooperatives, mutuals, self-help groups) など灰色領域があることを認めるが、そして、コミュニティへの貢献を主な目的とし、利潤動機が二次的な場合は、これを含むとしているが、事実上、それらの大部分 (most) は、③の条件によって除くとしている点である。

サラモンたちの非営利セクターに関する、各国の研究者や関係者を動員する大規模な国際比較研究 (The Johns Hopkins Comparative Non-profit Sector Project) は、当初の11カ国から22カ国に広げられ、この定義は一举にグローバル化している⁽⁶⁾。ちなみに、NPO の雇用に占めるウェイトをこれらについてみたものを掲げておこう (図1)。

日本でも、1995年の阪神・淡路大震災のさいに忽然として顕在化したボランティア活動を契機に市民事業活動の重要性と推進の促進の自覚が高まり、「特定非営利活動促進法」(いわゆる NPO 法) の制定をみたが、それも、上記のアメリカ社会出自の NPO 概念を基本にしている —この場合、特定非営利活動という特定という制約、官庁による認証という日本の公共性に

図1 雇用労働者にしめる非営利組織の雇用労働者の占めるシェア(1995)



(出典) Salamon, Lseter M. (1999), p.14.

よる制約，欧米諸国と比較して支援措置がきわめて不十分なことなど，それを，さらに著しく限定したものとなっているが。

ところで，他方で，19世紀中頃から協同組合が比較的広範に存在してきたヨーロッパでは，19世紀後半から20世紀初頭にかけてジードらによって主張された，「社会的経済」という概念—①公権力や②企業経営者や宗教家などの慈善家に頼らず，③アソシアシオン（人びとの自発的な集まり）がイニシャティブをとって自分たちの境遇を改善していく，という概念—が，1970年代に入って，まず，フランスで再生し，EU 統合に伴って，EU 規模に広がった。すなわち，まず，フランスで，協同組合の全国組織と共済の全国組織が互いに連携をはかりはじめ，1976年，非営利組織の3つの全国組織も加わって，これらのあいだに連絡委員会（クラムカ CNLMCA）がつ

くられ、1980年、クラムカは、「社会的経済憲章」を採択した⁽⁷⁾。

社会的経済憲章—クラムカの声明はつぎのように謳う⁽⁸⁾。

「フランスは今、他の先進国と同様、技術変化と経済のグローバル化に由来する激動の時代を経過しつつある。

この激動は仕事の容容や生活様式と集团的願望の大きな変化を引き起こし、さらには社会保障の機構の不安定化、地域的不均衡の拡大、長期的失業者の社会からの排除という現象をもたらしている。

.....

社会的経済事業体は連帯という価値観の復活の道具でありたいと願っている。協同組合、非営利市民団体、共済組合は、粗野な自由主義が勝ち誇った19世紀までその起源を遡ることができ、21世紀初頭にわれわれの社会が抱えるいくつかの重大問題の解決に効果的に貢献したいと思っている。」

このような社会的目的をもった「社会的経済」セクターは、1980年代前半、フランス政府に公認され、実定法にも書き込まれ、諸支援措置も講じられていった。そして、1980年代後半からは、このようなフランスの動向が、経済面の統合ばかりでなく、社会面の統合も同時に追及していこうとする（たとえば、EU加盟諸国に求める「社会憲章」や社会統合のための地域格差平準化政策 cohesion and structure fund）EU統合の進展によって、ヨーロッパレベルにも広がっていく。そして、1989年には、EC委員会は、第23総局内に「社会的経済」という部局をつくるまでにEUにおいて市民権を獲得した⁽⁹⁾。

多少後になるが、1994年にEC委員会が発表した『ECにおける協同組合、共済組織、アソシエーション、財団のための3ヵ年行動計画（1994～1996）』には社会的経済組織の性格について、つぎのように述べられている。

これらの組織は、社会的目的をもち、参加の原則（1人1票制）と連帯の原則（メンバー間の連帯、組織間の連帯、生産者と消費者との連帯など）を

基礎に運営される。これらの組織の特質は、とりわけ下記の原則の強調にみられる。①資本よりも人間を優先させる。②訓練と教育による人間発達を重視する。③自由意志による結合。④民主的運営。⑤自立とシティズンシップという価値を重視する⁽¹⁰⁾。

ちなみに、かかる社会的経済の規模について、石塚秀夫稿にならってEUROSTATの統計を掲げれば、表1のごとくである。

また、社会的経済セクターのもっとも主要な構成要素をなす協同組合について、その数字がどれほど信頼できるか不確かであるが、ICAの掲げる世界各国の組合員数を掲げれば表2のごとくである。もっとも、これらの協同組合が皆、いま、うえに見た条件を満たしているわけではない。20年程前、A.F.レイドローは、国際協同組合の第27回大会の一般報告、「西暦2000年における協同組合」において、協同組合は、協同組合の創設に集った人びとの思いであった、協同組合をして協同組合たらしめている、うえのような諸条件を忘れ、「思想上の危機」にあると批判し、「各種の協同組合にとって、それが創立以来200年以上かけて築いてきた力と勢いを維持していくためには、根本的な転換や再構築が必ず必要になってくるだろうという認識」を示したが⁽¹¹⁾、なお、どれほど転換や再構築がなされたか、少なからず疑問である。しかし、少なくとも、営利大企業との競争の中で、営利の大企業に自らを似せて、大規模化、効率化の道を歩んで破綻する例がますます多くなる中で、また、われわれを取り巻く社会、経済環境が激しく変化する中で、レイドローが提案した協同組合に関わるべき4つの優先分野、すなわち、世界の飢えを満たす活動、生産的労働の機会を作り出す活動、社会の保護者となる活動、地域社会の建設のための活動、への関わりが強く要請されようになってくるなかで、協同組合のレーゾンデートルをめぐる議論がようやく本格化し、ICAは、協同組合の基本的価値について、「マルコス報告」「ベーク報告」をへて、1995年、つぎにみるような、「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」⁽¹²⁾を出すにいたった。

表1-1 各国の社会的経済の組合員数 (1990)

	EC12ヵ国	ベルギー	デンマーク	ドイツ	ギリシャ	スペイン
協同組合	53,732,338	1,623,330	1,348,774	15,236,000	982,897	2,583,459
銀行・保険	34,694,982	1,060,000	—	11,421,000	—	940,619
農業	4,084,906	48,270	175,000	600,00	934,863	830,040
生産	997,674	—	—	—	—	—
商業(生協他)	9,309,537	455,060	1,173,774	1,023,000	48,034	660,199
その他	4,645,239	60,000	—	2,192,000	—	152,601
共済組合	96,612,538	5,907,124	1,081,476	—	7,274	4,470,000
非営利組織	32,160,375	—	2,007,000	—	—	—
	フランス	アイルランド	イタリア	ルクセンブルグ	ポルトガル	イギリス
協同組合	14,228,755	1,276,044	5,798,209	23,400	590,279	10,041,191
銀行・保険	12,100,000	1,100,000	320,000	—	218,363	7,535,000
農業	—	166,539	971,348	3,400	83,630	271,816
生産	76,702	6,005	881,835	—	24,132	9,000
商業(生協他)	2,021,600	—	3,625,025	20,000	182,844	100,000
その他	30,453	—	—	—	371,916	2,125,375
共済組合	62,000,000	—	2,514,000	208,000	676,695	19,747,969
非営利組織	21,737,000	1,136,211	—	—	522,690	6,757,474

注：オランダは不明。

(出典) 石塚秀夫 (1997), p.109 (原典) EUROSTAT, 1993.

表1-2 各国の社会的経済の従業員数 (1990)

	EC12ヵ国	ベルギー	デンマーク	ドイツ	ギリシャ	スペイン	
協同組合	1,743,019	34,113	58,920	483,038	13,474	181,543	
銀行・保険	420,911	15,354	—	165,000	—	8,522	
農業	374,992	7,249	38,920	38	12,734	43,439	
生産	213,955	—	—	—	—	—	
商業(生協他)	409,533	3,510	20,000	280,000	740	5,490	
その他	323,628	8,000	—	38,000	—	124,092	
共済組合	226,319	11,475	200	50,000	7	—	
非営利組織	891,319	209,100	13,845	—	86	4,272	
	フランス	アイルランド	イタリア	ルクセンブルグ	オランダ	ポルトガル	イギリス
協同組合	403,973	19,645	245,802	1,500	84,169	35,480	181,357
銀行・保険	125,840	950	51,247	—	35,016	2,139	13,798
農業	138,800	18,388	72,965	1,300	13,670	14,391	14,018
生産	85,053	302	95,880	115	20,191	4,529	8,000
商業(生協他)	21,600	—	25,710	200	8,139	7,924	35,300
その他	32,680	5	—	—	7,153	6,497	107,201
共済組合	135,586	—	205	30	—	1,246	27,550
非営利組織	507,000	2,198	—	—	16,356	32,810	105,800

(出典) 石塚秀夫 (1997), p.110 (原典) EUROSTAT, 1993

表2 ICA Members by Region and Country

AFRICA

Org	Country	Societies	Members
North Africa			
6	Egypt	6,992	4,275,000
1	Morocco	9,635	675,589
7	Total	16,627	4,950,589

Southern Africa

1	Botswana	120	46,668
1	Mauritius	n/a	n/a
1	Zambia	2,174	567,342
3	Total	2,294	614,010

West Africa

2	Benin	122	14,450
1	Burkina Faso	n/a	n/a
1	Cap Verde	50	18,000
1	Côte d'Ivoire	1,163	127,379
1	Senegal	394	500,000
6	Total	1,729	659,829

East Africa

2	Kenya	3,433	2,700,000
1	Uganda	3,131	637,015
3	Total	6,564	3,337,015
19	TOTAL	27,214	9,561,443

AMERICAS

Org	Country	Societies	Members
Caribbean			
1	Curaçao	26	15,200
1	Dominican Rep	1	40,500
4	Puerto Rico	502	1,685,245
6	Total	529	1,740,945

Central America

5	Costa Rica	567	259,890
2	El Salvador	98	48,618
4	Honduras	92	225,000
11	Total	757	533,508

North America

2	Canada	7,880	14,518,682
3	Mexico	n/a	629,255
5	USA	27,076	156,192,982
10	Total	35,182	169,340,919

South America

8	Argentina	n/a	866,000
4	Bolivia	n/a	227,920
6	Brazil	4,744	3,741,667
2	Chile	n/a	183,300
4	Colombia	1,936	4,818,250
1	Ecuador	n/a	n/a
3	Paraguay	76	418,928
2	Peru	21	15,000
4	Uruguay	700	600,000
34	Total	7,477	10,871,065
61	TOTAL	43,945	182,486,437

(出典) <http://www.coop.org/statistics.htm/>

ASIA/PACIFIC

Org	Country	Societies	Members
-----	---------	-----------	---------

Central Asia

1	Kazakhstan	n/a	3,700,000
1	Turkmenistan	n/a	n/a
1	Kyrgyzstan	43	207,630
1	Uzbekistan	672	90,942
4	Total	715	3,998,572

East Asia

1	China	n/a	160,000,000
11	Japan	3,860	42,842,643
6	Korea Rep.of	7,669	17,067,994
2	Mongolia	302	25,057
20	Total	11,831	219,935,694

Middle East

2	Iran	n/a	n/a
2	Israel	256	32,300
1	Jordan	518	53,419
2	Kuwait	43	207,630
1	Palestine	137	15,300
8	Total	954	908,649

Oceania

1	Australia	29	508,197
1	Tonga	110	n/a
1	Fiji	532	28,961
3	Total	671	537,158

South Asia

1	Bangladesh	n/a	n/a
9	India	446,784	182,921,000
1	Nepal	2,252	1,006,369
2	Pakistan	n/a	n/a
3	Sri Lanka	8,557	768,061
16	Total	457,593	184,695,430

South East Asia

2	Indonesia	n/a	n/a
5	Malaysia	3,159	822,773
1	Myanmar	3,389	88,875
2	Philippines	n/a	n/a
1	Singapore	35	65,596
1	Thailand	3,016	3,930,332
1	Vietnam	n/a	n/a
13	Total	9,599	4,907,576
64	TOTAL	480,648	414,383,079

EUROPE

Org	Country	Societies	Members
-----	---------	-----------	---------

Eastern & Central Eurpoe and Commonwealth of Independent Countries (CIS)

1	Armenia	2,874	558,230
1	Azerbaijan	79	660,000
1	Belarus	147	1,927,100
1	Bosnia-Herzeg	70	n/a
2	Bulgaria	1,547	470,000
2	Czech Rep	2,185	1,381,583
1	Estonia	30	53,528
1	Georgia	105	200,000
3	Hungary	1,922	859,000
1	Latvia	98	305,400
1	Lithuania	99	246,300
1	Moldova	149	595,320
4	Poland	n/a	n/a
2	Romania	3,437	5,140,000
4	Russia	3,874	16,578,000
1	Slovak Rep	1,108	782,966
1	Slovenia	174	220,354
1	Ukraine	1,956	6,172,135
29	Total	19,854	36,149,916

European Union

1	Austria	108	332,842
4	Belgium	n/a	n/a
3	Denmark	1,446	1,392,244
2	Finland	46	1,066,774
6	France	23,573	17,485,573
4	Germany	9,112	21,640,000
2	Greece	6,800	782,000
3	Italy	39,624	7,624,430
2	Portugal	2,966	2,134,670
5	Spain	23,481	4,336,502
6	Sweden	15,106	4,779,540
5	United Kingdom	42	9,038,018
43	Total	122,304	70,612,593

Other Countries

4	Cyprus	690	515,352
1	Malta	20	3,906
4	Norway	4,259	1,597,668
1	Switzerland	16	1,513,327
6	Turkey	50,150	8,081,100
16	Total	55,135	11,711,353
88	TOTAL	197,293	118,473,862

〈定義〉 協同組合は、協同で所有し民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと長居を満たすために自発的に手を結んだ人びとの自治的な組織である。

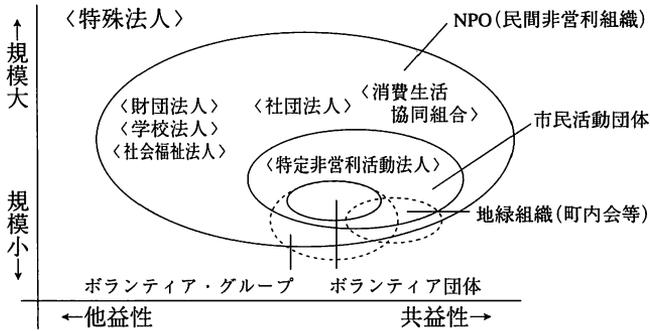
〈価値〉 自助、自己責任、民主主義、平等、公正、そして連帯の価値を基礎とする。それぞれの創設者の伝統を受け継ぎ、協同組合の組合員は、誠実、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値を追求する。

そして、その価値の追求を実践するための原則として、①自発的開かれた会員制、②組合員による民主的管理、③組合員の経済的参加（資本の公平な拠出、その民主的管理、配当制限、準備金の一部を分割不可能とする。）、④自治と自立、⑤教育、訓練および広報、⑥協同組合間協同、⑦コミュニティへの関与。

もっとも、かかる価値を追求すべしという声明への合意と実態とのギャップはやはり大きいままである。しかし、協同組合は、かかる価値を追及することになる潜在的可能性をもつ組織ではある。それゆえ、営利セクター、政府セクターと異なる第三セクターを定義する場合、かかる協同組合（共済）を欠いては、著しく不備なものとなるといわねばなるまい。したがって、非営利組織という場合、Non-Profit Organization という狭い定義ではなく、営利を第一義とする営利企業と異なって、社会的目的を主とする事業体を含む Not-For-Profit Organization と理解すべきだという議論が有力となってきている。たとえば、日本 NPO センター理事長の山岡義典は、図 2 のような NPO をめぐる諸概念の構成を示している。 そうなれば、「社会的経済」概念にかさなってくる。

さて、日本においても、主として生協関係者、研究者によって、このようなヨーロッパの動きが注目され、わが国においても「社会的経済」の促進をはかるべく、EU やアメリカなどの諸外国の比較研究やそれにもとづいた国内の社会的経済の動向についての調査・分析が蓄積されていった。その集大成の一つが、すでに本稿でも参照している富沢賢治・川口清史編

図2 NPOをめぐる諸概念の構成



(出典) 山岡義典 (1997) p.9

(1997) である。

われわれも、基本的に、協同組合、共済組織、そしてNPOを共通の質をもった組織（営利目的でなく、社会的目的を実現するための経済活動をする開放的、自立的、民主的組織）として、「社会的経済」と捉えるEUの捉え方、あるいは、非営利・非政府組織を Non-For-Profit Non-Governmental Organization とする捉え方に賛成する（富沢・川口（1997）は、社会的ということの意味が、日本では十分に理解されていないので、「協同経済」「協同経済セクター」と呼ぶことにしているとし、また、発足の当初から、「協同組合は資本の組織ではなく、人の組織であり、組織を構成する組合員ひとりひとりが生活の自治を求めて、知恵をだし、資金を出し、事業と運営に参加してはじめて成りたつ」ことに、とりわけこだわってきて、レイドロー報告にも深く共感した生活クラブ関係者は、「市民・協同セクター」ということばをつかっているが、われわれは、暫定的に、もとに戻って「社会的経済」ということばを用いることにする）。

さて、はじめに指摘したように、いま、以上のように定義した「社会的

経済」セクター，ないし Non-For-Profit としての NPO の台頭，それも先進諸国，途上国を問わずの台頭とそれへの期待が高まっているのであるが，それはなぜなのか，いかなる期待が高まっているのか，すでにうえでも若干触れるところがあったが，以下において，上述の「社会経済」についての先行研究の整理を参照しつつ，少し考えてみたい。

(2) なぜ，いま，社会的経済が注目され，拡大が促進されなければならないか

富沢賢治・川口清史（1997）は，「はじめに—新しい社会的経済システムを求めて」（富沢賢治稿）において，非営利部門増大の要因について，経済的要因，社会的要因，政治的要因，文化的要因に分けて考察をはじめ

る。

経済的要因としては，第1に産業構造の変化をあげる。多くの先進資本主義国において，経済成長の現局面は第2次産業から第3次産業への重点移行期にあるが，サービス産業は，資本集約的でないので非営利組織の設立は相対的に容易であり，人と人との関係を中心とするサービス活動は非営利組織が得意とする領域である。

第2に，環境問題や社会問題など市場の失敗と称される現象があり，これに対処するべく，環境に配慮した経済運営を試みる非営利組織が生まれ，また，失業や社会的排除に抗して労働者自身による就職機会の創出を試みる労働者協同組合などが急増した。

第3に，国家指導型社会主義経済の崩壊がある。それによって，経済の社会化を国有化に求めるのではなく，市民自身が運営する企業を中心に「社会的セクター」を拡大強化する動きが現われてきた。上からの社会化ではなく，下からの社会化をめざす動きである。

社会的要因としては，社会の基盤をなす家族と地域社会の崩壊化現象がある。社会の資本主義化にともなって，経済企業の担い手としての企業が生成発展し，独自の存在としてその勢力範囲を拡大していき，ついには現代のリアパサンとでもいうべき巨大な経済主体となり，家族と地域社会をその支配下におさめるようになった。そのような状況下で，職場における人と人とのつながり（金銭上のつながり）は強化されていったが，家族と地域社会に

おける人と人のつながりは希薄化していった。それともなうて、生命再生産の場としての家族と地域社会に種々の社会問題が多発するようになってきた。職場における労働の阻害という問題とこのような問題に対する反省も一般化し、人間の社会生活に適合的な経済のあり方が強く求められるようになってきた。

政治的要因としては、福祉国家体制の行きづまりという現象がある。福祉国家体制の財政基盤をなした高度経済成長が破綻した結果、福祉の担い手を国家から個人、家族、地域社会、中間組織などへ移行させていく政策が基軸をなすようになった。

文化的要因としては、価値観の変化がある。「物の豊かさ」重視の価値観が見直され、「心の豊かさ」「人間関係の豊かさ」「余暇時間の豊かさ」を含む生活総体のあり方において「豊かさとは何か」が問題とされるようになった。

また、「労働の人間化」や人間生活の基盤をなす自然環境の豊かさが問題とされるようになり、かかる価値観にもとづいて活動する種々の組織が多数生まれてきた。

ところで、このような種々の要因によって増大してきた社会的経済セクターは、それだけでも、それぞれ新たな条件に対応し、新たな課題に応えるものとして重要であるが、さらに、資本主義的経済関係主導の社会システムから「新しい社会経済システム」—「資本主義的経済システムとして物と物との関係によりつくりだされる循環的経済システムが変化し、そのなかに自主的人間活動を主体とした人間と人間との関係を中心とする経済関係や非経済的社会要因の主導性が拡大しつつある社会システム」—への変化を主導する役割を果たすものとしても重要であると指摘している。すなわち、今日における協同組織の顕著な出現の社会的意味としてつぎの2点をあげる。

第1に、協同組織は、大衆社会型人間平準化への傾向に替わる自主的活動の人間の共同組織として、また、新しい社会経済システムの基軸的な人間組織として発展する萌芽の意味を有している。

第2は、社会的意思形成過程の最も重要な媒介システムであり、また、それゆえに社会意思形成の先導的セクターとなっていく可能性がある。

藤田暁男（1997）は、これをもう少し具体化して、さらにつぎのようにいう。

多様な協同経済組織とその連合体・ネットワークによって、展開される生活の内容を高め維持する社会的広がりをもった経済関係を「協同経済」と捉え、これが新しい社会社会経済システム形成における三つの場面のどの場面においても一すなわち、「地域生活コミュニティ」の形成においても、企業組織など経済組織の転換においても、そして、経済システム（産業構造、金融制度、社会保障制度などマクロ的な資本主義経済システム）の転換においても、その推進役を務めるという。

「地域生活コミュニティ」の形成：「地域生活コミュニティ」の基軸部分として生活基盤・生活インフラがある。協同組織のネットワークとしての協同経済はこの生活インフラを構成するが、それ自体の発展と地方自治体との連携により、地域経済での重要度を高め、地域経済政策の重要な担い手となっていこうし、地域福祉・文化政策の重要な担い手ともなっていく。協同経済は、このような展開によって、地域の社会経済システムを生活主導へ方向づける最も有力な牽引力となる。

経済組織の転換：①製品や企業活動の社会的意味を問われる社会状況が豊かさの再興の気運や環境問題認識の拡大から生まれつつあり、株式会社も消費者のニーズをより内在化するシステムやボトムアップの意思形成システムを必要としてきているが、その点で、先導的な協同経済がそれらにインパクトを与えうる条件が醸成されてきている。②労働組合が組織率の低下を止め、その重要な社会的役割を果たしえるためには、企業の枠組みを超えた、労働者の生活全体の多面的な自主活動に対応した組織活動が必要となるが、他の協同組織・協同経済との連帯が不可欠となる。

経済システムの転換：マクロ的な資本主義経済の転換、たとえば、その最も規定的な産業構造の転換を例示的に採りあげてつぎのようにいう。生活主導型の産業構造に転換するには、1つには、人びとのニーズをボトムアップのかたちでつくりだしていくシステムが必要だが、それこそ生活連関協同組織のネットワーク・協同経済のようなシステムといえる。2つには、政策決定過程の民主化が必要だが、そのような政策形成過程の民主化と民主的運営

の担い手として協同組織・協同経済のネットワークは大きな社会的役割をもっている。

以上、富沢賢治・川口清史編『非営利・協同セクターの理論と現実—参加型社会システムを求めて—』をとりあげて、今日における協同組織の顕著な出現の多岐にわたる諸要因とその社会的意味をどのように考えるかをごく掻い摘んでみてきた。われわれは、「第三セクター」の担い手を協同組合（共済）も含めて考えることにつづいて、ここにおいても、その主張のほとんどすべてに首肯しえ、もはや贅言を要しないように思える。

しかし、宮崎徹（2002）がつぎのようにいうとき、同感を禁じえないのも事実である。

氏は、社会的経済についての先行研究として、富沢賢治・川口清史編（1997）を採りあげ、これを紹介し、三つの論点を提起した。

その第一点目は、なぜ、いま、「社会的経済」なのかをもっとクリアに分析すべきではないか、という論点提起である。

第二点目は、「もっと長期的な展望のなかに位置づけるべし（「情報の消費」「時間の消費」の比重が高まり、「定常型社会」が展望される未来への展望のなかに、そして、過去に歴史を遡ってコモンズなどからの示唆も得るべし）。

第三点目は、社会的経済の分析の鍵となるのは、人々の信頼関係、規範など市民的ネットワークの強さ、「市民的関与」の度合い、あるいは、市民的公共性の形成など、社会的関係資源といわれる概念だという論点。

第二点目は、『非営利・協同セクターの理論と現実』、とくに、うえでみたポスト資本主義の「新しい社会経済システム」の議論がみずから留保して議論し残した「環境制約」の問題を基底に据えて、未来への展望と過去からの示唆によって、物的価値の拡大再生産という、近現代の経済成長を

相対化する基本的次元（いわば、情報軸と質的時間軸）とその構図（「定常型社会」）を骨太に提起するものであると受け取れる。

第三点目は、市場ないし経済制度、システムが、また経済学という学的情報処理がなお有効であろうとすれば、前提しなければならない、人間と人間との社会的関係のあり方、そしてそれを経済に、あるいは経済学につなげる媒介項をこれも骨太に提示するものであると受け取れる。

このように、第2点目、第3点目ともに、先行研究をとくに理論面で、社会哲学的に深化し、社会経済学的に展開し精緻化するのに有効な論点提起であると思われる。しかし、本稿では、これらはおくことにして、第一点目に関心を集中したい。

宮崎徹は第一点目の論点として、つぎのようにいう。

「(社会的経済セクター増大の——引用者) 社会的背景として経済的要因から文化的要因まであるわけですが、いろいろな事実があります。それを羅列的に整理して、全体としての流れとしてはこうだろうというだけでは、説得力に乏しいのではないかという気がしますので、われわれが研究する場合には、なぜ『社会的経済』なのかをもっとクリアに分析したい。……この間のグローバリゼーションとか、市場主義による社会が分裂する危機が一方にあり、他方には市民パワーの台頭があって、こういう『社会的経済』がリアルな問題として出ているんだという点をもっと詳しく分析したい」。

「資本主義一般の悪弊とか、市場の失敗といった一般論だけではなく、歴史的に80年代以降の市場主義、新自由主義とは何だったのかということも、きっちり分析しておかねばならない。たとえば、80年代以降の新自由主義は、簡単に一言で言うと、『社会的経済』的なものが経済に加えてきた負荷を除こうとしてきたというのが中心です。政策的には、一方で市場化の推進、規制緩和や民営化をやって、他方ではセルフヘルプとか、自治や自己統治を政府が進めるといって政策として展開されてきた。ですから、一つの統治方式、世界のガバナンスの変化が来ているということをお睨んでおく必要がある。……図式的に言うと、中央政府主導の上からの分割統治型の再編成か、あるいは市民主導型の下からの分権的再編成か、いまは時代的にそういう分

かれ目に来ているのではないか。」

以上のように、「社会的経済」浮上の、ドミナントな契機、しかも、主体的契機まで入れたダイナミックな諸要因の連関をラディカルに提起した。

社会的経済セクター増大の社会的背景として、先にみたように、経済的要因（サービス経済化、環境問題、失業・排除問題などの市場の失敗、国家指導型社会主義経済の崩壊）から、社会的要因（社会の基盤をなす家族と地域社会の崩壊化現象）、政治的要因（福祉国家のゆきづまり、「福祉国家から福祉社会へ」への転換）、文化的要因（「物的豊かさ」から「心の豊かさ」「余暇時間の豊かさ」を含む生活総体のあり方において「豊かさとは何か」が問題とされるような価値観の変化）まで、ほぼ網羅的にあがっているが、じつは、いうまでもないことだが、それらは、互いに無関係ではない。

たとえば、「福祉国家の行きづまり」のある部分は「国家指導型社会主義経済の崩壊」のある部分とは共通するところがあるであろうし、さらに、それらと『「福祉国家から福祉社会へ」への転換』は無関係ではない。また環境問題問題の深刻化と社会的アノミー、アイデンティティの危機も無縁ではなく、これもその原因はかなりの重なりをもっている。

とくに、宮崎徹（2002）が指摘している80年代以降の新自由主義の台頭、とりわけ、新自由主義的なグローバリゼーションを視野に入れるとそれら諸現象間の時間的・因果的、あるいは構造的連関が一層はっきりしてくるのではないだろうか。先に、ヨーロッパにおける「社会的経済」再生のイニシアティブをとったクラムカの「社会的経済憲章」を若干紹介したが、もう一度振り返ってみられたい。社会的経済再生が何に挑戦すべく試みられたのか、憲章の冒頭で見定めている。まさに、新自由主義的なグローバリゼーションの怒濤がもたらしている衝撃、仕事の変容、生活様式と集团的願望の大変化、そして、とりわけ、社会保障機構の不安定化、地域的不均衡の拡大、長期的失業の社会からの排除という人間的、社会的、共

生的生活へのネガティブな衝撃への挑戦を見定めているのである。

もちろん、富沢賢治・川口清史編（1997）の、「はしがき」の冒頭でも、「先進資本主義諸国に見る現代社会の経済面の特質は、理論的には新自由主義が、実践的には営利企業による経済運営が一般化しているところにある。経済のグローバリゼーション、公企業の私企業化（privatization）、営利企業の一般化が急速度で進展するのに伴って、国際・国内市場での競争条件が非常に厳しいものになっている。」との認識は示している。しかし、ここではポジティブに立入った指摘はない。この、先進諸国ばかりでなく、途上国も含めて、現代社会の経済面はもちろん、政治、社会面、そして文化面にも衝撃を与えつつある、新自由主義的なグローバリゼーションを正面から見据えることによって、はじめて、うえにみた諸要因の諸連関もよりクリアに浮かび上がり、それとともに、ポスト・資本主義の「新しい社会経済システム（むしろ、われわれはシステムと主体といたいだが、）」の具体像と戦略的ターゲットも、一オルタナティブを提起するというより（先に述べたようにほぼすべて首肯するので、必ずしもポジティブには論及されていない潜在的可能性を顕在化することで、一、若干、趣を異にしてくることが予想されるのである。

以下、次節でのいくつかの論点を提起するための前提として、うえの諸要因の諸連関を明確にすべく、また、紙幅の節約も図るべく、単純化の弊害を覚悟して一行論中、若干の留保には言及するつもりがあるが、一、図式化しながら、〈福祉国家と国家主導型経済の行きづまり—新自由主義的グローバリゼーション—「新しい社会的経済システムとその主体」〉の連関のありようをたどってみたい。

(3) 新自由主義的グローバリゼーションによる「生活世界の植民地化」の極度の進行

ところで、〈福祉国家と国家主導型経済の行きづまり—新自由主義的グローバリゼーション—「新しい社会的経済システムとその主体」〉の連関のあ

りようをたどるまえに、多少前提的議論をしておいた方がかえって話が早いように思うので、さらに、若干の回り道と歴史的にもう少し遡ったところから始めるのを許されたい。

ハーバーマスは、近代、とくに資本主義の進展とともに進行する、システム〔経済（貨幣メディア）システムと権力メディアによる国家システム〕による「生活世界の植民地化」という問題を提起しているが、新自由主義によるグローバリゼーションの現局面は、経済（貨幣メディア）システムによる「生活世界の植民地化」の極限ともいえる状況にまで達したということができのではないかと思う。

ハーバーマスについては、後にまとめて論じる予定であるが、「生活世界の植民地化」ということの意味のために、一言だけ前以て触れておきたい⁽¹³⁾。

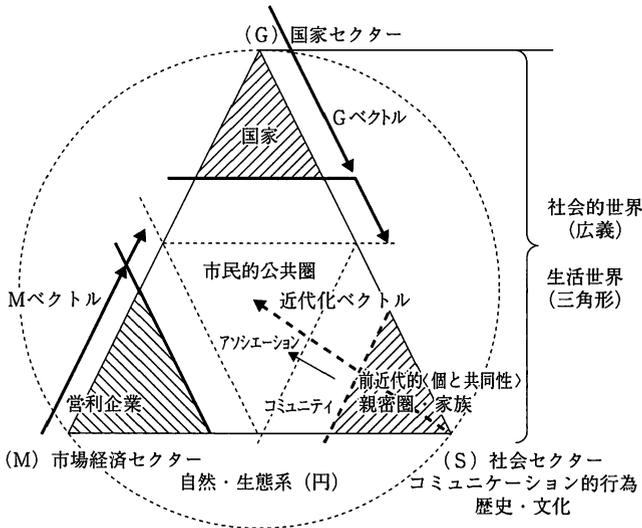
理性と感性、身体をもった人々は、自然・生態系のなかの存在として、互いに入れ子となった〈個—共同性〉（相互主体関係のなかにあって、はじめて個も、共同性・社会もありえる）のもとでの、相互行為の重なり合いとしての社会のなかの存在として、また、それぞれの存在や行為の意味付けの体系として、過去から未来に繋ぐ歴史的文化的なかの存在として、はじめてその命と暮らしを全うしえる。いま、これをハーバーマスの用語を借りて、生活世界と呼んでおこう。生活世界は、理性（以下に指摘する多様な理性）と感性、そして身体をもった人びとにとって、自然・生態系という自然的世界との関係においても、〈個（自己）—共同性（社会）〉という社会的世界との関係においても、また、歴史的文化的的世界との関係においても、意味、そして、意味を担った相互行為によって満ち満ちた世界である。たとえ、その意味が非合理的な魔術に囚われ、陋習に従っていたにしても。それらは、生活世界の人々には、差当たり、かれらの生活が成りたつうえでの自明の前提、与えられた意味の世界なのである。

ところで、ハーバーマスは、「理性（合理性）」(reasoning) というもの

を、いかなる強制力をも排した自由で平等な参加者達の討議によって互いに了解をつくりだす人間の能力と定義する。そして、近代において、いまままで自明だと思われていた生活世界の諸局面がしばしばその自明性を疑われる機会が多くなり、理性による根拠を挙げた理性的討議によって、生活世界についての新たな了解が生み出され、生活世界の脱魔術化、すなわち合理化が進むと理解する。そのさい、その合理性を①事実(客観的世界)の真理性や目的合理性のみならず、②規範(社会的世界)の妥当性、③自己表出(内的世界の表出)の誠実性についても討議にのぼせて、了解、相互承認、連帯などの再生産がはかられるとする(コミュニケーション的理性)。しかし、近代においては、とかく①にいう、目的合理性のみが優勢になりやすい。とりわけ、貨幣メディア(多様な価値や意味を金の量が体現する1次元的な価値量に縮減する)、権力メディア(これも多様な社会的意味連関を国家権力の強制一般に縮減する)が目的合理性を体現して、生活世界をシステム化する(討議による意味了解に媒介されずに、まさに機械的に行為を結びつける)とともに、その傾向が強くなる。しかし、ハーバーマスは、合理性をうえのように多様なコミュニケーション的理性と理解しいかなる強制力をも排した自由で平等な参加者達の討議によって多様な合理性を獲得しない限り、近代は「未完のプロジェクト」にとどまるという。いまは、これだけにして先に進もう。

前近代においては、個の契機は前近代的〈個—共同性〉の社会連関のもとに埋もれていたが、商品経済(市場経済)の進展は、それらの諸契機をそのような相互連関から切り離して商品化し、これを貨幣メディアによって結び直す(図3—Aの貨幣メディアが媒介する市場経済セクター(M)がベクトルの方向に広がってくる)。それは、一方で諸個人の自立(律)と解放を促す(近代国民国家の成立が私的諸有権を基本的人権としてこれを確かなものにする—国家セクター(G)の成立。)とともに、貨幣増殖に資する道具的な情報伝達を著しく効率化し、社会の生産能力を著しく高める可能性をもた

図3-A 商品経済化と近代化



らす。とくに、社会の基幹的生産過程をも貨幣メディアが包摂したときは—社会経済システムとして資本主義が確立するといえるが—、そうやってよい。しかし、その過程は、同時に、前近代的〈個—共同性〉の社会連関のもとから自立・解放された、あるいは、されつつある人びとのあいだに、自由で平等な立場での、「生活世界」をめぐる討議と相互行為（アソシエーション）を、そしてその重なり合いのなかから、市民的公共圏（そこで形成される市民的公共性）を生み出し、「生活世界のコミュニケーション的合理化」を進めだす過程でもあった（これを近代化ベクトル、ないし市民的公共性ベクトル、あるいは、生活世界のコミュニケーション的合理化過程、と呼ぶことにしたい）。(14)

しかし、現実の歴史過程においては、前者の貨幣メディアによるシステム化のベクトルの方がはるかに遅く、前近代的な〈個と共同性〉の社会的連関をバラバラに破壊しながら、後者の〈親密圏・アソシエーション・コミュニティ・市民的公共圏（性）〉のプロジェクトを「未完のプロジェ

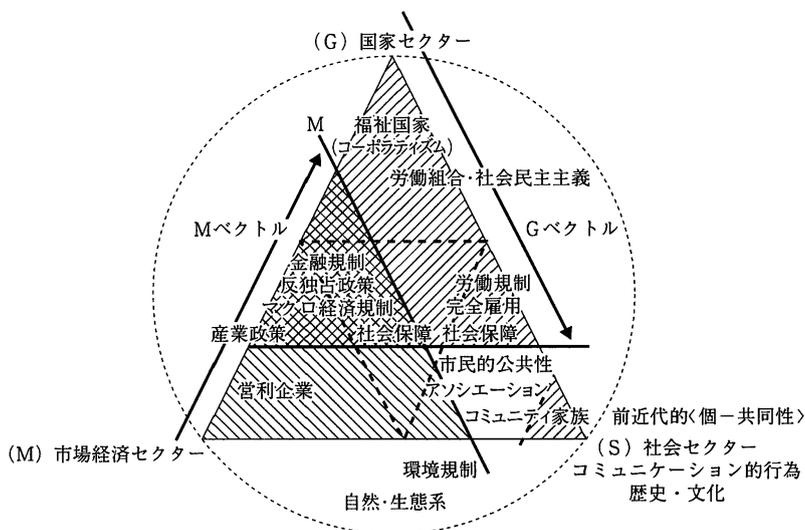
クト」のままにしたまま、資本主義という経済システムが社会全体を主導することになったのである。かくて、つぎのような事態が進展することになった。より多くの貨幣を獲得する利潤動機に、あるいはそのための道具的効率性によって、命と暮らしの生活世界が植民地化され、生態系内・社会内・歴史文化内存在としての相互的意味をもった人々の相互行為の意味が解体され、人々の社会連関は貧しくなるという事態である。これが貨幣メディアによる「生活世界の植民地化」である。

それゆえ、生活世界を維持すべく展開された職人組合や労働組合を筆頭とする諸アソシエーションによる、あるいは、コミュニティの人びとの、あるいは、群集の反抗・暴動、そして社会民主主義政党の台頭、さらには革命運動などの諸々の社会変革運動などが生起せざるを得ない。この話題に事欠かない社会運動史や、政治史の疾風怒濤の話を大きく端折っていえば、しかし、それらは、結局、人びと(市民)の公共性を僭称する国家の機能と規模を肥大化させる方向に収斂してしまった。

すなわち、一方で、国家主導型の社会主義の成立となり、他方で、市民的公共性を我が物とした福祉国家の成立となった。前者においては、(G) 国家セクターが (M) 市場経済セクターと (S) 社会セクターの底辺近くまで覆ったが、(M) 市場経済セクターがドミナントな後者の資本主義諸国においても、バリエーションがあれ、原則として、労働基本権・諸労働規制によって資本に対して交渉力が弱い労働者の立場をバック・アップし、また、社会保障体系を構築して、人々の命と暮らしを国家が保障する生存権を基本的人権として謳うに至った (図3-B)。

もちろん、福祉国家と国家主導型社会主義をこのように国家の機能と規模の肥大化というベクトルで十羽一からげにまとめてしまうのは、乱暴極まりない。前者は、立法、行政、司法は“党(さらには書記長)”の超法的な支配のもとに置かれ、“国家的なもの”は、“党”の道具となる傾向を否めない。ここでは、(M) 市場セクターも、(S) 社会セクターも自立(律)性を奪われ、ときには、親密圏・家族のなかにまで国家(“党”)セク

図3-B 福祉国家化



ターが侵入する。それに対して、福祉国家の場合は、(M) 市場セクターが優勢であり、議会制民主主義という形態で市民的公共圏（性）も存在している。そして、生存権を謳う福祉国家の創出に貢献した政治的勢力の多くは、その出自を先ほど指摘した「生活世界の植民地化」に抗して叢生した諸々のアソシエーションにもつ。そして、基本的人権はもとより、労働組合法などの社会・経済立法による資本の運動に対する規制、さらに生存権を具体化した社会保障体系とともに完全雇用をも政策目標とさせるに至ったのは、そのような運動の成果である。しかし、いまや、それらの成果が前提となってしまい、ハーバーマスがその著『公共性の構造転換』（1962）で指摘しているように、いわば「大衆化社会」のなかで「市民的公共性」がやせ衰え、市民は国家のクライアントに墮してしまう傾向、すなわち、国家（権力メディア）システムによる植民地化の傾向が出てくることになったのである。

市民が能動性を失うことは、いうもでなく、市民的公共性が、つまり

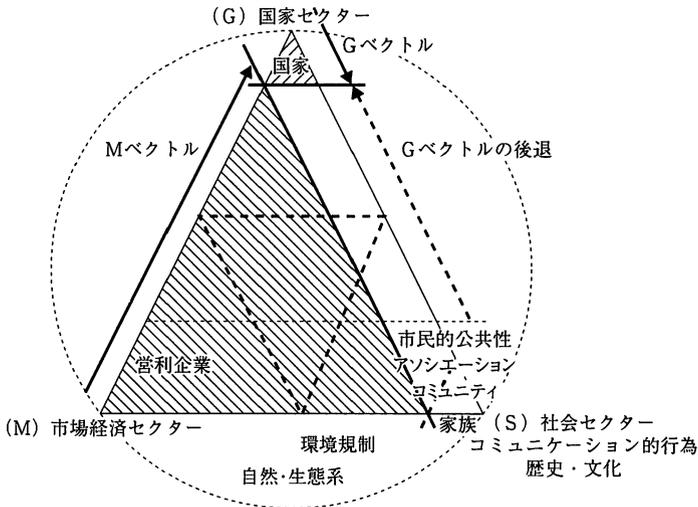
は、生活世界のコミュニケーション的合理化の方向が、国家（権力メディア）や市場（貨幣メディア）によるシステム化に支配されるようになることであり、市民は、いまや福祉国家のクライアントしてより大きな福祉国家を、大衆消費市場における消費者としてより大量の消費をもとめ、システム（しばしば、経済セクターと国家セクターはブロックをつくり）がクライアントと消費者のより大きな要求を満たす限り、つまり、高度大衆消費社会をますます大規模に追求する限り、さしあたり、社会はシステムの安定を保った。（国家主導型社会主義は、このような、「歪められた（システムに支配された）市民的公共性」すら市民から、また、経済セクターから自立（律）性を奪っているゆえに、対社会セクター、対経済セクターへの権力的抑圧とそのストレスの高まりのうちに崩壊を免れなかった。）

さて、福祉国家は、いわば、国家セクターと経済セクターのブロックがそれなりのコスト—とりわけ、すべてを1次元化する経済システムにとって、うえに触れた社会運動への譲歩措置はコストとして機能する—をかけて、社会セクターを取り込んだともいえるが、大量に失業が存在し、賃金が相対的に低く、かつ、資本蓄積の格好の対象として耐久消費財市場が現れ、石油による原材料・エネルギー革命をはじめ、様々な技術革新が一挙に押し寄せ、しかも、環境制約を考えずに済んだゆえに可能となった世界的な高度経済成長のなかでのみ、それは可能であった。

福祉国家は、資本の運動を規制するばかりか、その大きな政府の維持費を資本蓄積にも負荷した。これは資本蓄積にとって重荷であることにはかわりはない。とくに福祉国家が成功して、失業者が減って、賃金が上昇すれば、資本蓄積にとってもっとも重大な事態、すなわち利潤率が低下する。まして、いま指摘した高度経済成長の条件が尽きるなかでは、それは一層抜き差しならなくなる。

1960年代末から70年代初めにかけて、先進諸国は、均し並にスタグフレーションに陥った。

図3-C 新自由主義



いままでの高度経済成長を牽引してきた大量生産—大量消費の耐久消費財産業の成熟と高度経済成長による失業率の低減・高賃金の実現が利潤率低下をもたらし、高度成長下の資本蓄積がもはや利潤を生まない過剰蓄積に陥ってしまったのである。そこへ第一次、第二次石油危機が襲い、大量消費—大量生産の耐久消費財産業の構築を梃子とする高度経済成長が油上の楼閣であることを告げるとともに世界同時スタグフレーションを明確なものとし、蓄積が限界に達したことを告げたのである。

ここにおいて、力強い経済の再生を目指して乾坤一擲の逆転の強行突破を試みたのが、サッチャーのイギリス、レーガンのアメリカという新旧の覇権国であった。

図3-Bから図3-Cへの転換を見られたい。福祉国家が社会の維持を意図して課した諸規制の緩和・撤廃と社会保障・福祉の大きな政府からの撤退であり、資本蓄積のダイナミックスの解放である。かくて、命と暮らしの生活世界は、疎外されたかたちであれ、福祉国家によって体現されてい

た市民の公共性すら奪われ、貨幣メディアが植民地化するままに放置されることになったのである。

しかし、国内のみの新自由主義政策だけでは、アメリカは容易に再生しなかった。

結局は、ソ連を蹴落とし、冷戦対抗の最終段階をなした宇宙防衛網構築のための軍事費の突出によって、皮肉にも、いかなるケインズ主義者よりも大規模な財政支出をおこなったが、それによってとにかくデフレの進行を食い止めた。しかし、それは、以前に増す双子の赤字をつくってしまった。

アメリカが再生し、再浮上したのは、80年代末から90年代の、まさにテーマに設定した新自由主義的な激しいグローバリゼーションとともにであった。

すでに、国内で利益を上げられない資本は、直接投資を進め、生産工程、開発をグローバルな企業内分業として展開し、多国籍企業による海外での生産は、アメリカの輸出に匹敵する規模に達し、その蓄積基盤はすでにグローバル化していたが、これをいままでにも増して推し進めるとともに、グローバル化の次元をさらにつきのように高めていったのである（もちろん、アメリカやイギリスだけではなく、先進諸国における、それぞれグローバル化の流れに乗りたい多国籍企業が呼応して初めて可能であったのだが）。

1) 商品、サービス貿易の自由化

世界中に、商品、サービス貿易の自由化を迫り、社会の公共性を曲がりなりにも体现して国民経済の構造に配慮しようとする国家の国境での介入を阻止して、農産物を含むアメリカの得意とする製品、あるいは金融サービス業などアメリカ優位に立つ製品、産業の押し込み輸出をすすめる。

2) 金融の自由化

このような商品、サービスの貿易自由化によるグローバル市場の市場化の次元をもう一次元高いものにしたのが、アメリカですでになされていた金融の自由化（＝金融の証券化・市場化）のグローバル化である。

その帰結は何か。うえの1)のような状況のもとでは、途上国は、かつて先進諸国が生活世界を基盤に国民経済を構築するべく、幼稚産業育成政策やごく最近まで、社会の安定のために保護政策を行っていたにもかかわらず、それを許されず、また、電力、水などの生活に欠かせない公共財の供給もグローバル市場の採算に委ねられるばかりでなく、人類の公共財とも言うべき先端技術や科学技術、あるいは、途上国の人々のいままでの営みによって確保されてきた生物種や遺伝子の多様性を破壊されて多国籍の企業に囲い込まれ、いままでの生活の営みそのものを破壊される事態も現われた。

そのなかで、途上国の経済のありようは、その国・地域の社会的・自然的基盤から離れ、先進諸国とその多国籍企業のつくり出す循環に係わる限りで形成されようになる。

それだけではない。うえにみたように、いまや、金融の証券化によって、すべての投資がホット・マネー市場に連動し、流動性を獲得し、きわめて投機的になり、社会的・自然的基盤からの乖離が甚だしくなる。

その様相を見ればつぎのごとくである 行き場を失った過剰資本は、〈アメリカの経常赤字—ドル散布〉に支えられて、一層充満し、先進諸国の不動産投資などに向ってバブル経済を引き起こし、それがはじけると、アジア NIEs に典型的に見られるように、有望な市場を見出してそこへ集中して過度の蓄積を促し、そこにバブルをもたらすとともに、機を見て逃げ出し、金融危機を引き起こす。こうして、過剰資金は、もはや他に投資場所を失い、金融センターに還流する他なくなっていたが、その金融的サービスにおける圧倒的強みと、IT やバイオに典型的に見られる先端科学技術の商品化による囲い込み（知的所有権）、およびそれらの先端科学技術産業の立ち上げに対する期待の拡大によって、最後の行き場となったのが90年代から最近にかけてのアメリカであった。それによって、アメリカ経済ははじめて回復し得たのである。また、その過程で、IT など先端科学技術の独り占めの地位を利用して、新産業の立ち上げに向かったかに見

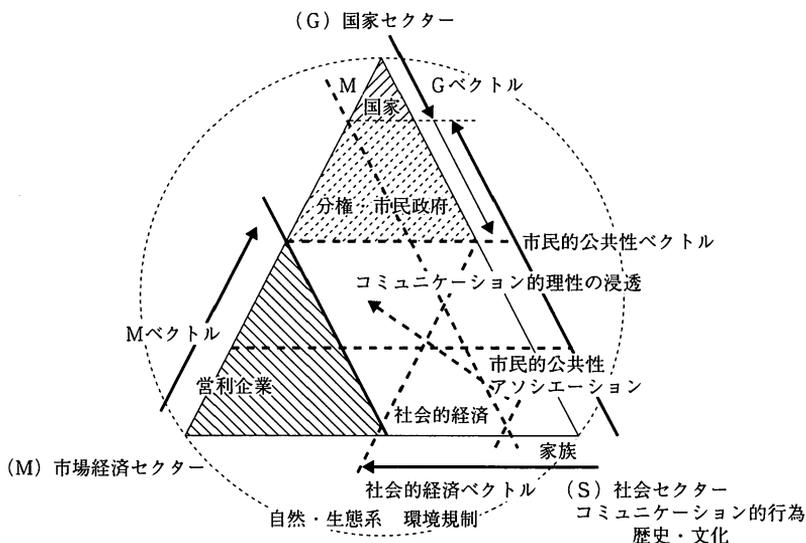
えた。しかし、それらは、まさにバブルを生み出し、そしてバブル的繁栄のなかではじめて進行しえた現象であった。しかし、いまや、そのバブルも、新産業立ち上げの期待もバブルの破綻とともに破綻し、いま、全世界を長期不況のなかに引きずり込みつつある。

そして、この70年ぶりのグローバルな長期不況への落ち込みは、かつて、内橋克人が日本の「平成不況」についていったこと、すなわち、「社会の存立条件が生産条件となる」⁽¹⁵⁾ということが、基本的にグローバル経済についても妥当するようになってきたのである。すなわち、貨幣システム（資本主義的生産）の発展は、一定の程度までは、人々が、自然・生態系のなかの存在としての、社会のなかの存在としての、また、歴史的文化的なかの存在としてのその命と暮らしの営みを豊かにするのに貢献する。けれど、社会の人びとの潜在的可能性（well-doing, well-being に対する capability）を高めるのに寄与する。しかし、その一定の限度を超えるとその命と暮らしの営みを破壊する逆作用に転じる。新自由主義のグローバリゼーションの侵蝕によるグローバルな規模での人々の命と暮らしの破壊、さらには、貨幣経済システム（資本蓄積）そのものが限界にぶつかってしまったその現局面こそ、まさにその一定の時を示しているのではないだろうか。

かくて、人類が21世紀以降もその歴史の歩みを続けていこうとするなら、人々が、自然・生態系のなかの、また、過去から未来へつなぐ文化のなかの、〈個—共同性〉を契機とする相互行為の重なり合いとしての社会のなかの存在としての自ら（より正確に言えば、自らと自分たちの〈個—共同性〉）を、こんどは、国家にその公共性としての共同性を譲り渡すことなく、取り戻さねばならない。

先の図解にならって、これを示せば、図3-Cに見るように、貨幣メディアの過大な肥大によって貧困化し、アノミー化した社会セクターを、図3-Dの二つのベクトルに見るように、一方で、縮減された国家的公共性を市民的公共性として取り戻し、他方で、For-Profit 経済によって植民

図3-D 民主主義の民主主義化と社会的経済促進



地化された社会セクターを Non-For-Profit 経済によって取り戻さねばならないということである。

ハーバーマスに即していえば、①貨幣システムや権力システムに促されて諸行為を手段的におこなうのではなく、意味を担う行為としてこれを取り戻そうということであり、また、②その意味とは、理想的に開かれた討議によって獲得されたコミュニケーション的理性にほかならない。また、③その意味を担う行為は、単独でなす行為でもなく、自分と自分たちの〈個—共同性〉を取り戻す相互行為としてなさねばならない、ということである。

そして、いま、われわれに希望を与えるべく、For-Profit のための目的—手段的行為の外に、まさに、自然・生態系の中の、文化のなかの、そして、〈個—共同性〉を契機とする相互行為の重なり合いとしての社会のなかの、〈個—共同性〉の意味を伴ったコミュニケーション的行為ないし

アソシエーション（あるいは、アソシエーションナル・エコノミー）が広がりつつあることを一しかし、同時に、なお、決定的に力量不足であることを一認識するのである。

ところで、以上のいわば歴史的ダイナミズムの描写は、はじめに断ったように、単純すぎる。ヘーゲル主義やマルクス主義の歴史法則の失敗を踏まえていないようにみえる。直ちに、つぎのような多様な要因群に想到する。はじめに、NPO や社会的経済の定義や増大の背景や要因を先行研究にみたとき触れたが、多くの場合、産業構造のサービス産業化、高度経済成長、あるいは、所得の上昇や国民の中間層化をへての価値観の転換—「物的豊かさ」から「心の豊かさ」「余暇時間の豊かさ」を含む生活総体のあり方において「豊かさとは何か」が問題とされるような価値観の変化（また、宮崎徹は、物的価値の拡大再生産という、近現代の経済成長を相対化する基本的次元（いわば、情報軸と質的時間軸）とその構図（「定常型社会」）を骨太に提起した）—があげられる。そして、おそらく、それに起因するところもかなり大きいのではないかと思われる需要の多様化、フレキシブル化、かくて供給においてもフレキシブル化が要請される事情、つまり、フォーディズムからポスト・フォーディズムへの移行ということもあげられる。事情は福祉においても同じで、福祉の需要においても、供給についても、もはや国家的福祉では対応できないということが指摘されている。

さらに、NPO や社会的経済は、ドラッカーもいうように（もちろん社会的経済論者もいう）、まさにこのセクターこそ、市民の人間的要求を満たし、また、市民そのものをつくりだすセクターとして、その創出促進は、新たな活力ある、社会的にも、環境的にも、サステイナブルな、活力ある社会的経済システムが21世紀に望めるか、否かを分ける戦略的意義を担うという認識の深まりや広がりもまた、欠かせないであろう。

これらすべてを強調することで、われわれも人後に落ちないつもりである。しかし、うえてみてきた新自由主義的グローバリゼーションは、外側からも「国民国家の後退」（経済と社会の総括者としての機能の後退）を必然

化する。あるいは、III節で言及する予定だが、ヨアヒム・ヒルシュ(1995)⁽¹⁶⁾がいうところの「国民的競争国家」への旋回を余儀なくさせる。スウェーデンのような強固な福祉国家においても、その動揺はまぬかれぬ。福祉のありようは、ブレアのイギリス、そしてスウェーデンに典型的に見られるような、より一層、メガ・コンペティション（グローバルな大競争）での勝ち残りに資す市場主義的なワークフェア（働かざるもの喰うべからず）への方向へ舵を切られる。それは、福祉国家のメガ・コンペティションの時代へのポジティブな対応でもあるが、しかし、宮本太郎(1999)⁽¹⁷⁾のいうように、やはり、市場に乗れる層と市場に乗れないマイノリティとの二重構造を招かざるを得ない。ここに、市場に乗れないマイノリティを包摂する機能が要請され、そこに社会的経済セクター台頭の意義が主張される。ところで、これは、福祉の整った先進福祉国家での話であるが、同じことは、グローバルなスケールでも考えられる。途上国、とりわけ、後発途上国は、もともと福祉国家など縁がなかった。果たして、「国民的競争国家」として、世界でどれだけの国・地域が市場に乗れるのか。グローバルなスケールでは、マイノリティがマジョリティになってしまう恐れが大きい。かくて、グローバルな規模での包摂がことのほか重要になってくるのである。そして、それができない限り、先進諸国の福祉国家も「底辺への競争」を迫られる。かくて、ポスト・資本主義の「新たな社会経済システム」は、いまや、一国規模では完結できなくなっているのである。

大分先回りしてしまったようであるが、うえて指摘した諸事情、諸現象（われわれも重要性を認める点では人後に落ちないが）とともに、福祉国家は産業的發展の流れに乗って、「新しい社会経済システム」へ移行できるわけではない。まさに、その条件を探るべく、〈新自由主義的グローバリゼーション〉を戦略的にとりあげなければならないのである。

Ⅱ 〈個—アソシエーション—公共性〉による新たな公共性の追求

—公共性の「再」構造転換と社会的経済、あるいはハーバーマス理論との批判的対話—

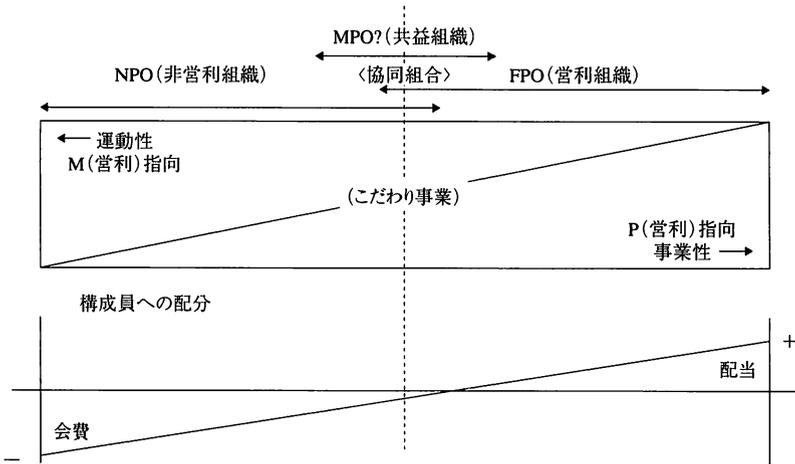
(1) 新しい公共性を求めて—再び NPO の社会的使命と協同組合の共益について—

さて、前節で、「社会的経済セクター」群生の諸要因とそれがいかなる歴史役割を期待されているのか、かなり図式的にはあるが—最後には若干の留保をつけたものの—、その歴史的ダイナミズムを浮き上がらせるべく、諸連関を探ってきた。そして、「新しい社会経済システム」への移行を推進するベクトルを 3-D 図にみるように、包括的には、コミュニケーション的理性（市民的公共性〔広義〕）の追求、そして政治的には「民主主義の民主主義化」（市民的公共性〔狭義〕）の追求（ハーバーマスを援用して言えば「公共性の〈再〉構造転換」）、そして、経済的には、「社会的経済」の追求、というように表現したが、ここで、もう少し立ち入って、その具体相をみておきたい。

それは、同時に、「公共性の〈再〉構造転換」を立憲的法治国家の「ラディカル・デモクラシー」の推進に求めるハーバーマス理論との対話・対質を行なうことである。その過程を踏まえることによって、「新しい社会経済システム（と相互主体）」像も、Ⅲにおいて、より具体化してくることを期待することができるのである。

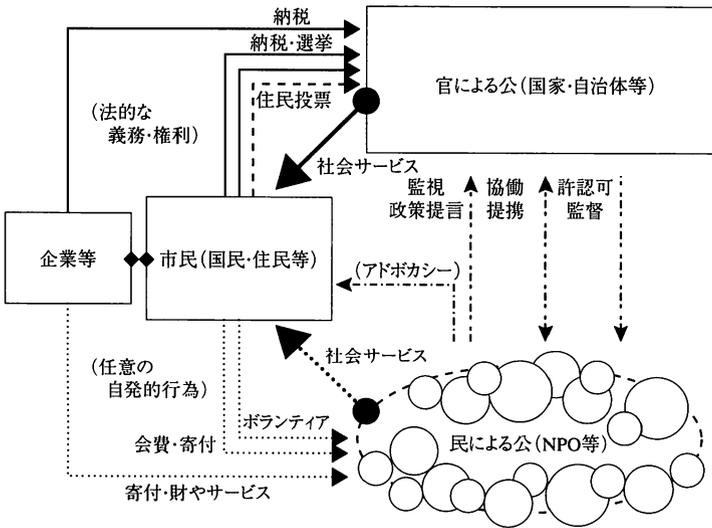
さて、図 4 は、NPO の社会的・経済的性格について他の組織と比較して明らかにするために、先に参照した〈NPO をめぐる諸概念の構図〉（山岡義典）を同氏が別様に表現したものである。図 5 は、それが開示する「新しい公共性」（「官による公」から「民による公」）を氏が表現されよ

図4 NPOをめぐる諸概念の構図(2)



(出典) 山岡義典 (2002)

図5 「官による公」と「民による公」の関係



(出典) 山岡義典 (2001)

うとしたものである。NPOに則して論じられているが、協同組合もそのなかに位置づけられていて、基本的には、社会的経済セクターの性格とそれが開示する「新しい公共性」について、これに尽きるといってもよいほど簡にして要を得たイメージを提供している。したがって、この図を前提にして話を進めていきたい。

まず、図4であるが、NPOとは、市場で供給できないサービスを社会的な支援—ボランティアの参加、会員の寄付、協賛金、あるいは行政の補助など—によって民間で供給する仕組みだとし、そのミッション（使命）指向性がNPOの生命線であると捉える。企業にもミッション指向性をもつものがあるが、企業であるからには営利指向性が優先する。NPO（非営利組織）とFPO（営利組織）を連続線上に置き、右に行くほど事業性、営利指向性が強く、左に行くほどミッション（使命）指向性が強いという。そして、協同組合を共益組織（MPO）として、こだわり企業（営利だけではなく、何かにこだわる）とともにその中間に位置づける。

このように、ミッション（使命）指向や何かにこだわることは、貨幣システムや権力システムに促されて諸行為を手段的におこなうのではなく、まさに、意味を担う行為としてこれを取り戻そうということであり、21世紀が持続可能な社会として可能になるための第一の条件である。ここでは、ミッション（使命）を生命線とするNPOがとくに浮かび上がる。

しかし、その使命なり意味が、「新しい公共性」を勝ち取るためには、ハーバーマスにしたがえば、理想的に開かれた討議が必要である。また、人々の開かれた討議によって見出された使命や意味は、〈個—共同性〉によって担われなければならない。

(2) ハーバーマス理論の展開過程

しかし、議論を進める前に、このハーバーマスの議論について少し考えておきたい。先に、先回りして触れたように、ハーバーマスは、現代社会の問題性を「生活世界」のシステムによる植民地化に求め、これを打開す

る方途を理想的に開かれたコミュニケーション的討議による生活世界の合理化の推進に求める。そして、それは、立憲的法治国家における市民主権の実現と表裏になった市民のあいだの政治的公共圏における、フォーマル、インフォーマルな公共的討議の活性化に求める。まさに、民主主義の民主主義化、ラディカル・デモクラシーにというにふさわしいようにみえる。

ところで、これは現在のハーバーマスの到達した境地（『事実性と妥当性』1992）をひとことで乱暴に表現したものだが、もう少し立ち入って理解する必要があるように思われる。もちろん、ここで多くの紙幅を費やすわけにはいかない。さいわい、『公共性の構造転換』の初版が出てからおよそ30年ぶりに出された第2版（1990年版）にかなり長い序文がつけられ、そこで著者自ら、この間の著者の理論的展開（ないし転回）を簡潔にまとめ、現在の到達点へ、あと一步に迫るという段階の（最新の『事実性と妥当性』の観点は、ほぼ、1990年版の序文でも窺われるが、なお、不明瞭さが残されていたように思える）のエッセンスが浮き彫りになっている。

(A) 『公共性の構造転換』（初版1962）→『コミュニケーション的行為の理論』（1981）→『公共性の構造転換』（第2版，1990）〔→『事実性と妥当性』（1992）〕

(1) まず、初版（1962年）当時の自らの理論の弱点をつぎのように反省している。

① 社会についての全体性概念（ひとつの大きな結社、「大文字の主体」としてイメージ）を保持していた。

つまり、経済的再生産を含めて、あらゆる生活領域を計画的な立法をつうじてプログラム化していく（民主主義的な社会的法治国家→社会主義的民主主義）というプロジェクトを描いていた。

* 「かれらの（財産なき大衆の一引用者）私的自律を保証するには、社会国家

による地位の保証に頼らざるを得なかった……。かつて本書を執筆した当時の私にとっては、これはこれでまた民主的なコントロールが経済過程全体に拡大されてはじめて可能となるように思われたのである。」(『公共性の構造転換』1990年版, xvi-xvii)

- * 「私が公共圏の構造転換を研究していた当時の民主主義理論への視角は、民主主義的な社会的法治国家は社会主義的な民主主義へとさらに発展するというアーベントロートの構想に負うところが大きであった。……この発展図式には、その後疑わしいものとなった社会及び社会的自己組織についての全体性概念がいぜんとしてまわりついていた。この全体性概念にそって考えれば、自己自身を管理し、経済的再生産を含めて、あらゆる生活領域を計画的な立法をつうじてプログラム化していく社会は、主権をもつ国民の政治的意思によって統合されるはずであった。しかし、社会全体は法と権力政治というメディアを介して自己自身へ働きかけるようなひとつの大きな結社としてイメージできるという仮定は、機能的に分化した社会の複合性の度合いを考えるとまったく説得力を失ってしまった。とりわけ、社会化された個人がひとつの包括的な組織の成員のごとく所属する社会的全体というような全体性優位のイメージは、市場に制御された経済システムや権力に制御された行政システムといった現実の前に退けられてしまう。(同書, xxvii)

② 大衆化した公衆のコミュニケーション能力のペシミステックな評価

「文化的慣習の面で階級的な制約から抜け出し、多元的で、内部で非常に分化した大衆からなる公衆がもつ抵抗能力や、とりわけ批判のポテンシャルについて、当時私は悲観的にすぎる判断を下していた。」(同書, xxi)

つまり、1968年が象徴する「新しい社会運動」のポテンシャルの評価に失敗していたのであり、とくに、フェミニズムからの批判を受け、後にこれを受容するようになったのである。

- ③ これは、①と重なるが、社会国家的な大衆民主主義を社会主義的民主主義へ展開していくことは、政党や団体の内部の民主化を通じて可能だ

と考えていた。

「当時私が批判的公開性の担い手として想定できたのは、対内的に民主化された団体や政党だけだった。政党や団体の内部の公共圏は、まだ再生能力のある公共的コミュニケーションの潜在的結節点であるように思われたのである。この結論は、もはや自発的に結社へ集う個人ではなく、多極化した公共圏のなかで組織された集団の成員が、相互に、また、とりわけ国家官僚制の巨大な複合体に対して、力の均衡や利害の調停をめぐって争うために、受動的な大衆の賛同を得ようと競争するような組織社会が成立しつつあるという趨勢から生じたのだった。……けれども、このモデルは、……それがヴェールでおおわれた多数派の権力にほかならないということだとトックヴィルやJ. S. ミルが信じていたのはあながち不当ではなかったかもしれない」(同書, xxii-xxiii)

(2) うえの弱点を克服すべく、基本的な理論枠組みの転換をなした。

『コミュニケーション的行為の理論』が、その集大成であり、ハーバーマス理論の骨格が確立したといえる。

1) すなわち、カント、ヘーゲルの超越的意識論(意識哲学、主体哲学)の破棄と相互行為による間主観的世界論への転換であるが、これを言語論的転回によって果たしたのである。

言語論的転回といわれるのは、理論的枠組みの、この間主観的世界への転換を、互いに了解しあうことを前提とする日常言語共同体の間主観性に求めるからである〔(意識の自己反省=独白の世界)→(日常言語の対話の世界、あるいは「コミュニケーション的行為」の世界)〕。ここでは、市民的ヒューマニズム(歴史的、倫理的(ethical)イデオロギー)に依存した批判の弱点の克服という脈絡でつぎのように論じている。

「この書物(『公共性の構造転換』—引用者)の構成を規定している市民的公共圏の弁証法からは、イデオロギー批判的なアプローチ(市民的ヒューマニズムの理想からの批判—引用者)がすぐさま明るみでくる。この市民的

理想が後退し、意識が冷笑的になってしまえば、イデオロギー批判が批判を行なううえでそれに対する人々の同意を前提とせざるを得ない様々な規範や価値への志向は、いかにイデオロギー批判がそれらに訴えかけようとしても崩壊してしまっている。だからこそ、私は批判的社会研究のより深い規範的基礎付けを提起したのである。コミュニケーション行為理論は、日常のコミュニケーションの実践それ自体に備わっている理性のポテンシャルをあらわにすべきものである。そうした社会科学は、文化的社会的な合理化の過程を全面的に確認し、この過程を遡って近代社会の境界の向こう側にまでたどっていく。だとすれば、もっぱらある時代に特有なかたちで現われる公共圏の形成にとっての規範的ポテンシャルを追求することは、もはや必要ではない。」(同書, xxv, 下線は引用者)

- 2) 全体性概念を破棄した後に出現する対抗軸は、システムと生活世界、という対抗軸であり、システムによる生活世界の植民地化とそれへのコミュニケーション的理性による対抗が主題となる。これについては、すでに言及したので省略にしたがおう。ハーバーマスは、ここでは、つぎのように論じる。

「目標は、もはや自立した資本制的な経済システムと官僚制的な支配システムの、〈止揚〉などではなく、生活世界の領域を植民地化しようとするシステムの命令の干渉を民主的に封じ込めることである。それにともなって、客体化された本質的諸力の疎外とその取り戻しという実践哲学的なイメージには訣別が告げられた。ラディカル・デモクラシーによる正当化の過程の変革は、社会統合のための権力の間に新しいバランスを打ち立て、その結果、連帯という社会統合の力—〈生産力コミュニケーション〉—が貨幣と行政権力という他のふたつの制御資源がもつ〈権力〉に対抗して貫徹され、それによって生活世界の使用価値志向的な要求が通るようになることをめざすのである。」(同書 xxix, 下線は引用者)

- 3) そして、最後に、うへの引用で下線を付した部分、すなわち、ラディカル・デモクラシーによる正当化、それによる社会統合の根拠そのもの

の理論枠組みの転換をつぎのようにいう。

「コミュニケーション的行為がもつ社会統合の力がまずもって存在するのは、それぞれの具体的な伝承や利害状況とよりあわされた特殊な生活形式や生活世界—ヘーゲルのことばでいえば〈人倫〉の領域—においてである。しかし、こうした生活の諸関係のなかで連帯をつくりだしていくエネルギーは、権力や利害を調整する民主的な手続きという政治的なレベルにそのままのかたちでは伝わらない。脱伝統的な社会では、それはなおのこと難しい。この社会では、背景にあるべき確信の同質性を前提にすることはできないし、かつては階級毎に推定されていた共通利害も……多元主義にとって代わられてしまったからである。」そして、B. マーニンを援用しつつ、「正当性の源泉は、個人のあらかじめ決定されている意思ではなく、その意思が形成される過程それ自体、いいかえれば協議 (deliberation) である。……正当な決定とは、万人の意思を代表するものではなく、万人の協議の成果である。……正統的な法は、普遍的な協議の成果であって、(ルソーの—引用者) 一般意思の表明ではない。」したがって、「立証すべき課題は、〈市民の道徳とはなんであるか〉という点から、〈道理にあった成果を可能にするという推定を根拠づけるべき民主的な意見形成や意思形成の手続きとはいかなるものか〉という問題に移ることになる。」(同書, xxviii-xxix)

また、「公共的な議論や交渉はなぜこのような道理にかなった意思形成に適したメディアであるのか」と問い、それへの答えとして、つぎのようにいう。

「私は、K. O. アーベルとともに、討議倫理なるアプローチを展開し、議論 (Argumentation) を道徳的実践の問題を解決するのにふさわしい手続きとして際立たせた。……討議倫理は、たんに議論一般の不可避な語用論的前提がもつ規範的内容からなんらかの普遍的な道徳原理を引き出すことができるということを請求するだけではない。むしろ、この道徳原理それ自体は討議をつうじた規範的な妥当請求の実行にかかわっている。つまり、この道徳原理は規範の妥当性をすべてのありうべき当事者が議論へ参加するという役割を引き受けるかぎり、かれらの側で根拠づけられる同意の可能性に結びつけるわけである。こうした見解によるならば、政治的問題の解決は、そ

の道徳的な核心が問題となるかぎりでは、制度化された公共的な議論の実践に頼らざるをえないのである。」(同書, xxxi)

さらに、つぎのようにもいう。

「あらゆる議論の実践に含まれているコミュニケーションにとっての前提には、不偏不党性への要求と、参加者が各自で持ち込む選好を疑問視し乗り越えることへの期待が組み込まれており、しかも、このふたつの前提が充たされることは、当然のこととなっていなければならない。近代自然法は、この問題に、正当な法的強制力を導入することで答えた。そして、この答えから出てくる〈法的強制力にとって必要な政治権力はそれはそれ自体いかにして道徳的に制御されるのか〉という問題にたいして、カントは法治国家の理念によって答えた。この理念を討議倫理の立場から展開するならば、それは、法がさらにもう一度自己自身に適用されるとという観念となる。法は、議論の諸条件のもとで法案の作成や適用をおこなうさいの討議の様式をも保証しなければならない、というわけである。……理想的なものとして想定されたコミュニケーション共同体の内部で、現実の社会では空間・時間・事柄の面で発生せざるをえない選択の強制力を発揮させるうえで、法的な手続きが役に立つのである。」(同書, xxxii-xxxiii, 下線は引用者)

下線部分に現われているように、正当性（普遍的妥当性）と事実性を架橋するベクトルを示す。しかし、それが明確に、正面から詳述されるのは、『事実性と妥当性』においてであった。

(B) 『事実性と妥当性』

『事実性と妥当性』は、直ちに、「事実性と妥当性の社会的媒介としての法」を第1章のタイトルとして始まる。

近代法こそは、一方で、法として遵守されることを道徳的に要求する(道徳的妥当性をもたねばならない)が、それは時空を超越する反事実的に理想的に開かれた討議によって確保される。しかし、他方で、時空の限定された社会的事実性のなかで実定法としてのみ立法される。すなわ

ち、法という形式こそが事実性と妥当性を社会的に媒介できるとするのである。

つぎの図が要点をついている。

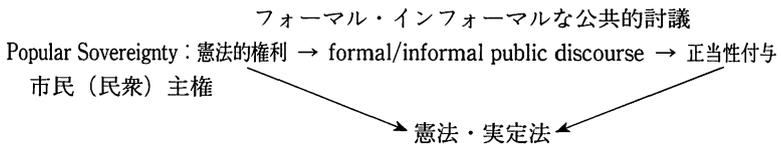
図6 理性的な政治的意思形成の過程モデル
(A process model of rational political will-formation)



『事実性と妥当性』(上)、201頁および *Between Facts and Norms*, p.168

ついでに、この議論の枠組み自身をなす私的自律性と公共的自律性を一体のものとして作りだす民衆主権（市民主権）の法治国家の構造についても図解を試みておこう。

図7 市民主権の構造



(3) ハーバーマス理論との批判的対話

ハーバーマスの理論的展開の軌跡をたどるとき、もっとも顕著な特徴は、その壮大な社会哲学理論が、その妥当性を疑わしくするような新しい歴史的事実に、あるいは、有力な批判にであったとき、まさに誠実に批判的対話を試み、多くの場合、新たな理論枠組みを大胆に、地平融合的に一しかも、そのさい、みずから「最後のマルクス主義者」というように、現実社

会に対する批判を新たな仕方でも再生するために、創出してきたことだといえよう。

第一回目の展開 (A) は、うえにみたように、『公共性の構造転換』(1962)でも引きずっていた、フランクフルト学派第一世代から引き継いだヘーゲル、マルクスの理論枠組みから『コミュニケーションの行為の理論』(1981)の地平への脱皮である。フランクフルト学派第一世代が引き継いだ、ヘーゲル、マルクスの理論枠組みとは、ひとことでいえば、〈労働—生産〉の哲学であり、またそれを社会大にした、〈大きな歴史主体〉の哲学といえようが、それによって第一世代は、マックス・ウェーバーのいう目的合理性の鉄の檻にしか行きつかず、一方で、ナチズムやスターリニズム、他方で福祉国家の私化した大衆という、絶望的な歴史的現実と直面するほかなかった。かくしてかれらには、自然のミメシスなる芸術活動に希望をつなぐほかないように思えたのである。

ハーバーマスは、この絶望的状况からのブレイクスルーを、うえにみたように、〈主体哲学・「大きな歴史的主体」の哲学〉から「言語論的転回」によって相互主体的世界への、また、目的合理性が優越する(いまだ後に、われわれはこれを批判的に考察するが)〈労働—生産〉の哲学から多様な合理性を追求するコミュニケーション的合理性の地平への転換にみいだし、システムに植民地化された生活世界を、近代が約束する多様な合理性によって合理化する「未完のプロジェクト」の完遂を標榜したのである。

このブレイクスルーをハーバーマスに促したのは、なによりも、歴史的現実の帰趨へのハーバーマスの危機感であろうが、ポスト・モダン思想やシステム論からの挑戦も見逃しえまい。これらとの対質を批判理論の視点からおこなうのであるが、ハーバーマスは、不思議と対質者に似てくるほど、みずからの理論を開くという特徴があることは興味深い。さらにもう一点、転換を促した要因として逸しえないのは、自ら認めているように、「新しい社会運動」の胎動であった。これをかれが再評価しえたかぎりでも、まさにラディカル・デモクラシーの見通しをえることができたのであろう

から。

さて、第二回目（B）は、第一回目と性格が異なり、『コミュニケーション的行為』の世界の延長上での理論展開といってよい。それにしても、東欧の「遅ればせの革命」における市民社会の役割の見直しや発展途上国での民主化のながれの強まり、そして、先進諸国における「再発見された市民社会」の胎動という時代的背景がハーバーマスを時代の寵児にし、その理論の明確化、精緻化を要請したということとともに、さまざまな批判を浴び、それらとの対話を通しての理論展開、とくに、事実性と妥当性の社会的媒介としての法を中核に据えることによる理論の明確化、精緻化とすることができよう。

ちなみに、ハーバーマスも序文でつぎのようにいう。

「私は、以上のような諸研究（本書の全章のテーマを簡単に紹介して一引用者）を展開することによって、同時に、コミュニケーション的行為の理論は制度のリアリティに盲目であるとか、まったくアナキズム的な帰結を導くものだといった批判を退けたい。」

さて、ハーバーマス理論を以上のように抑えたうえで、われわれが求める「新たな公共性」の追求に資するかぎりでは、いくつかの点について、これを検討したい。

①『事実性と妥当性』以前の、『コミュニケーション的行為の理論』の段階のハーバーマス理論では、公共性の内実・意味を反事実に、時空を越えた理想的に開かれた議論におけるコミュニケーション的理性による了解・連帯に求める。したがって、それはきわめて普遍的なものとされる。

それゆえ、それは、たとえ言語論的展開によって超越論的形而上学から脱したといっても、事実上、カント的な形而上学に通じる。さらに、ハーバーマスがコンセンサス（了解）を志向する理性を称揚するが、理性がそ

のようなものであるとすれば、理性の力は弱い。争い (Conflict), 差異 (Difference), 「友・敵関係」が通常だと、実証主義者, システム論者, 新・旧のマルクス主義的諸潮流, ガダマー流の解釈学, コミュニタリアン, そしてもちろん, 啓蒙や理性に権力的支配をみるフーコーや新ニーチェ主義的なポスト・モダニズムなど, 殆んどすべての思想潮流から批判を浴びたのである。

これらに対して、ハーバーマスは、いま少し前に引用した部分—「私は、K. O. アーペルとともに、討議倫理なるアプローチを展開し、……討議倫理は、たんに……普遍的な道德原理を引き出すことができるということを請求するだけではない。むしろ、この道德原理それ自体は討議をつうじた規範的な妥当請求の実行にかかわっている。つまり、この道德原理は規範の妥当性をすべてのありうべき当事者が議論へ参加するという役割を引き受けるかぎりで、かれらの側で根拠づけられる同意の可能性に結びつけるわけである。こうした見解によるならば、政治的問題の解決は、その道徳的な核心が問題となるかぎりでは、制度化された公共的な議論の実践に頼らざるをえないのである。」—につづけて、「討議倫理のアプローチには、もしそうした討議の成果が道理にかなったものであるという推測をそれ自体でもつようにしたいなら、議論のいくつかの形式や交渉において充たさなければならないコミュニケーションの前提とはいかなるものか（すぐうえの引用の下線部分に相当するものが意味されている—引用者）を明確に規定するという利点がある。それゆえ、このアプローチは、規範的考察を経験的社会学的研究に接続する可能性を開くのである。」といい、まさに討議倫理のアプローチが接合することで、(形而上学に通じると批判される) 規範的考察を(事実性、歴史的現実性の次元にある) 経験的社会学的研究によって擁護し、規範的考察を導入することによって再構成された経験的社会科学研究を擁護するのである。

しかし、この討議倫理学による「事実性」と「妥当性」の架橋は、多く

の批判者に必ずしも説得的でない。「妥当性」があまりにも反事実に理想的すぎ、両者の間のギャップが大きすぎるのである。

リチャード・J・バーンスタインは、ハーバーマスのこのような議論をつぎのように特徴づける。

「ハーバーマスは、いぜんとして客観主義と相対主義の二分法にこだわっているように見える。ガダマーと同じく、ハーバーマスも科学主義と実証主義の特徴である客観主義を手厳しく批判し……、また、さまざまな種類の相対主義や歴史主義と闘ってきたと自認している。しかしながら、基本的な問題点を提出するさいの彼のやり方は、唯一の二者択一のみを許容しているように思われる。つまり、間主観性や社会的再生産の構造そのものに基礎をもつようなコミュニケーション的倫理学が存在するか、さもなくば（下線—バーンスタイン）、相対主義・決断主義・情動説から逃れる術はないことになるか、そのいずれかだというわけである。ハーバーマスは、超越論的な論証というカント的な伝統ときっぱり訣別しているにもかかわらず、コミュニケーション的行為に関する新しい再構成的な科学によって、カントとその後継者たちが確立しえなかったもの、つまり、コミュニケーション的倫理学の確固たる基盤を確立することができる、というよな気持ちをわれわれにいだかせる。彼自身がしばしば示唆していることだが、もしこのようにハーバーマスを読むなら、彼の研究は、相対主義と決断主義の好餌となるにすぎないような、超越論的論証の新たな失敗例とみなされてしまうおそれがある。」⁽¹⁸⁾

ところで、バーンスタイン自身は、客観主義と相対主義の二分法を超えて行く運動に定位しようとする。そして、ハーバーマスに対して、つぎのようにいう。

「テキスト・行為・歴史的時代など、そのいずれを解釈する場合であれ、もし競合するさまざまな解釈の信憑性を評価するための、普遍的で確固とした基準を提示することができなければ、解釈の良し悪しや、信憑性の程度を決定するための合理的な根拠は存在しない、という仮定があまりにしばしばなされすぎてきた。しかし、理解や解釈学的循環に関するガダマーの分析においては、具体的な事例においては比較による判定が可能であり、また、現にそうした判定がなされているということ、また、さまざまな論拠や論証にもとづいてそのような判定を裏づけることができるということが明らかにされ

ている。』⁽¹⁹⁾

これを教訓とすべきだというのである。

「……解釈学的な理解を構成するものに関するガダマーの分析を用いて、ハーバーマスが（実行していると主張していることではなく）現に実行していることを、よりはっきりと把握することができるのであり、逆に、……ハーバーマスは、ガダマー以上に、われわれの歴史的状况に対する包括的で鋭敏かつ信憑性の高い解釈を仕上げているのである。さらに、もうひとつのねじれがみうけられる。つまり、現代社会の諸問題に関するガダマーの解釈や、彼の思想の『痛烈な一撃』と私が名づけたものを用いて、ハーバーマスが展開した解釈や洞察を裏づけることができるのである」と。

つまり、ハーバーマスとガダマーはたがいに歩み寄れ！ というのである。あるいは、ハーバーマスに二分法を超えろと奨めるのである。

しかし、ハーバーマスは、あくまで、二分法に固執するのである。かくて、多くの批判者から「超越論的論証の新たな失敗例とみなされてしまうおそれがある」というバーンスタインの懸念が事実となってしまうのである。

ところが、ハーバーマスはこの窮地を脱する。先に述べたように、『事実性と妥当性』への第二回目の展開によって、一方で、反事実に理想的な、時空を超越した討議の契機を保持したまま、他方で、ガダマー流の自己の歴史状況と現在の社会的習慣という地平での討議の契機をともにもつ「法律的討議」を発見し、〈普遍的道徳と歴史的・政治的倫理〉、〈理念と現実〉、〈妥当性と事実性〉を架橋するのである。図7にみるような市民主権の立憲国家の政治的公共圏は、まさに、そのうえの図6にみるように、法律的討議が〈普遍的な道徳的討議〉と〈倫理的—政治的討議、手続き的に規制された交渉〉の双方を可能にし、かつこれら架橋する枠組みを用意する。すなわち、一方で、自らの普遍的世界を守りながら、他方で、批判者の主張を殆どすべて取り込むのである。まさに、手際のよい離れ業を見ることができ、ハーバーマス理論が完成の極地に達したように見える。

しかし、果たして、それは成功しているだろうか。討議を道徳的討議と倫理的—政治的討議（手続きに規制された交渉は、議論を単純化するために措いておこう）の二つの契機ないし次元に分けているが、問題は、道徳的討議である。この道徳的討議に対しては、今すぐうえて議論したことがすべて当てはまるのではないだろうか。

反事実的に理想的に開かれるべき道徳的討議にしても、形而上学への転落を免れるためには、いかに反事実的に広範囲の人々に開かれようとも、人びとの間での討議でなければならず、そうなるべからば、天空に宙吊りになっているわけではなく、一定の倫理的地平に規定されているかぎり、もうひとつの契機たる倫理的—政治的討議を担う人々と別の人びとではない。そうとするなら、道徳的討議にしても形而上学に堕さないためには、倫理的討議に近づかなければならないのだ。他方、倫理的討議にしても、それがコミュニケーション的合理性を求めめるかぎり、可能な限り開かれていくべきであろう。先の図7にみるように、制度化された討議のみならず、インフォーマルな討議をふくめて（というよりも、むしろインフォーマルな討議の重要性が強調されるべきであろう）、討議が開かれていくと、おのずから非形而上学的な、うえてみた道徳的討議に近づいていく。ハーバーマスがこれを拒否するならば、ここでもまた、「超越論的論証の新たな失敗例とみなされてしまうおそれがある」というバーンスタインの懸念が事実となってしまうのである。

いくら討議を開いていこうとしても、歴史的現実においては、完全に開ききることではない。つねに暫定的である。これを公共性（圏）に適用すれば、それゆえ、公共性（圏）は、つねに、歴史特殊的な、あるいは地域特殊的な公共性（圏）である（その公共圏のうちにいる人びとからいえば、道徳にしても、公共性（圏）にしても「外部」をもつということである。若干でも特殊性をもつという意味で、極端に言えば、一種の大きな、大きな、アソ

シエーションともいってよからう)。あるいは、公共性（圏）は、多様な複
数性をもつといってもよい。そして、つねに、暫定的であり、さらに開か
れ得るといことは、公共性（圏）を獲得するための最も重要な契機であ
る。ハーバーマスが反事実的に理想的に開かれた議論に固執するのは、バ
ーンスタイン流に、好意的に推測すれば、それは、この暫定性、つまりさ
らに開かれなければならないことの担保であると理解すれば領けないこと
でもない—ハーバーマスは、多分、この好意を拒否するであろうが—。したが
って、公共性（圏）は従来排除されていたものを包摂することによっての
み達成されるということを堅持すれば、形而上学だと批判を受けずに、同
じ趣旨のことを主張し得よう。

それゆえ、市民主権を実行あらしめるように、制度化された討議をイン
フォーマルな討議によって活性化し、排除されていたものを包摂する、民
主主義の民主主義化を進めていくことが極めて重要になるのである。そし
て、政治的公共性（圏）は、形而上学的な超越の世界でなく、特殊歴史的
な、倫理的—政治的地平に繋がったままの人びとのあいだでの討議の場
あるかぎり、多くの場合、排除されていた人びとの社会運動、あるいは、
政治的運動による入力がなければ、この公共性（圏）は開いていかないと
いうことをも銘記しておくべきであろう。

ところで、このように、ハーバーマスをバーンスタイン流に読み、「事
実性と妥当性」の、「客観性と相対性」の、そして「現実と理念」のハー
バーマス流の頑なな二分法を拒否して、「事実性と妥当性のあいだ」、「客
観性と相対性のあいだ」、「現実と理念のあいだ」というように、彼の二分
法思考を拒否して、二分法の両極の「あいだ」に定位する、あるいは、両
極を相対化する運動の境位に立つとき、ハーバーマス理論は、かなりその
相貌を変えることになる。おそらく、バーンスタインも思いもよらない変
貌であろう。

②ハーバーマスは、「事実性と妥当性」の二分法を固持したまま、両極を媒介するものとして、法に特別の重要性を付した。それゆえか、『コミュニケーション的行為の理論』の社会学的相貌も、いまや、『事実性と妥当性』の法学的相貌に変じ、ハーバーマスの注視も生活世界から「市民社会 (Zivilgesellschaft)」へ、コミュニケーション的行為から「市民立法」や「市民行政」へより多く注がれるようになった。

もちろん、両極の「あいだ」に定位しても、法が道徳的契機（いわば、両極を相対化する運動のうちに現われるベクトルの契機）をもつゆえに、ハーバーマスが強調する法制化の戦略的重要性は、いささかも減じない。

以下のようなハーバーマスの主張を割り引く必要はない。

「法コードは、生活世界の社会統合的了解作用がなされるための日常言語という媒体と結びついているだけではない。法コードはさらに、生活世界に由来する情報を、権力により制御された行政と貨幣により制御された経済の特殊なコードにとっても理解可能な形式へと変換するのである。そのかぎりにおいて、法の言語は、生活世界の領域に限定される道徳的コミュニケーションとは違って、社会全体を包括するコミュニケーション循環のなかでの、システムと生活世界との間の変換機として機能することができるのである。」（『事実性と妥当性』上106頁）

しかし、ハーバーマスにおいては、両極のギャップがあまりに大きいため、妥当性を事実性に媒介するものとして、法コードのみに期待が集中してしまう。そして、それは、うへの引用にも現われているように、ハーバーマスのもうひとつの根源的な、截然たる二分法思考、〈システムと生活世界〉の二分法と分かちがたく結びついているのである。そして、それは、また、つきつめれば、ハーバーマスをしてハーバーマスたらしめた第一回目の大転回、カント、ヘーゲルの超越的意識論（意識哲学、主体哲学）の破棄と相互行為による間主観的世界論への転換であるが、これを言語論

的転回によって果たしたこと、そして、とくに、コミュニケーション的行為一般とその一領域である対話（会話）的コミュニケーションとの関係を曖昧にしつつ、〈コミュニケーション〉と〈労働—生産〉の概念・領域を（あたかも、情報とエネルギーと分けるのに似せて）あまりにも截然とコミュニケーション的行為のなかから〈労働—生産〉的行為の契機を、〈労働—生産〉的行為のなかからコミュニケーション的行為の契機を強引に（破壊的に）抜き出す、二分法に結びついているのではなからうか。

吉田傑俊は、「ハーバーマスとマルクス」なる論稿で、およそ、つぎのようにいう⁽²⁰⁾。

マルクスは、人間の一切の対自然的・人間間の活動を協働のもとに包摂していた。マルクスの協働概念は、ハーバーマスのいう労働と相互行為をすべてに包摂するのであった。だが、実際の理論展開としては、マルクスは、結果として交通概念（人間＝人間関係、人間的交流、あるいは、個人の物質的・精神的な交通の総体—引用者）を生産関係概念に収束してしまった。ハーバーマスは、マルクスの協働の二契機の一つの生産概念をその社会的性格を捨象した労働概念に局限化したうえで、マルクスの思想全体をその労働概念に集約して、これを批判した。そして、自覚的に、そのような労働概念に対して、相互行為を優越させていると指摘できる。

そして、そのことにより、ハーバーマスは、現代への鋭い認識と積極的な対策を示した。

しかし、同時に、ここには、いまや、二分法的に、〈コミュニケーション的行為・法律的討議〉となった〈相互行為〉と〈経済システムのなかのシステムの労働となった〈労働〉を、再び、協働として、直接的に関係づけて捉え返す契機をみることができよう。

ハーバーマスの理性は、あくまでクリアで、「あいだ」とか、「外部」という曖昧なもの、灰色はない。それゆえ、当然というべきか、コミュニケ

ーション的理性による討議は、言語によって媒介されるとし、身体性による討議は看過される。しかし、いま、截然とした二分法を緩和し、「あいだ」とか、「外部」に目をやると、生活世界のコミュニケーション的行為の内容もより豊かになってくる。

佐藤慶幸は、つぎのようにいう。

「生活世界は、対話的コミュニケーションと同時に共感的コミュニケーションとしての共感的了解によって人と人の関係性が維持される世界でもある。ハーバーマスの理論では、共感的コミュニケーションの問題は取り扱われていない。その意味で、ハーバーマス理論は、あまりに理性的すぎるのであり、それゆえに理想的、非現実的であると批判されよう。」⁽²¹⁾

かくて、生活世界におけるコミュニケーション的理性による生活世界の合理化（議論によるコンセンサス・了解・連帯としての公共性の達成）は、もっぱら市民立法（市民的自律公共性、市民主権）へ向けての法的討議に収斂することなく、われわれの前には、経済セクターも働きかけの対象として広大に広がっていることになる。

そして、すでに、前節でみた社会的経済セクターの広範な広がりには、生活世界と経済システムとの溶解がすでに、かなり進行していることを物語る以外の何ものでもなからう。

逆に、前章でみた社会的経済セクターの広範な広がりには、われわれにハーバーマス理論を以上のように見直すことを要請しているとみることができるのである。

佐藤慶幸は、大胆につぎのようにいう。

「複数の市民がある課題について相互に意見を交わしながら、討議と対話をとおして結び合う言説空間が、アソシエーションを形成する。市民的公共圏は、ある課題について話し合い行動する多種多様なアソシエーション個体

群から形成される。この市民的公共圏の集合体を〈市民社会〉という。】

このような〈市民社会〉論からすると、ハーバーマスの「市民社会」(Zivilgesellschaft)は、狭い。主として、社会的・文化的領域に限定されている。それは、コミュニケーション的対話がおこなわれる領域が生活世界であり、それは社会的・文化的領域であるからであった。したがって、ハーバーマスの市民社会概念には、〈社会的経済セクター〉は顧慮されていない。しかし、社会的経済は、アソシエーション的結合を特徴とする非政府、非営利の協働経済であるかぎり、市民社会というとき、それは、社会的・文化的アソシエーションの个体群とともに、政治的・経済的アソシエーション个体群も含まれるべきだ。これら四つのアソシエーション群の構成員とその連合体であるアソシエーションが、市場と国家のあり方を批判し、そのあり方を変革していく、とシステムと市民社会のあいだの接合面を広域化する⁽²²⁾。

まさに卓見といってよい。

ハーバーマスは、生活世界をシステム化されていない社会的・文化的領域に限定しているが、前節の図解で示したように、もともと経済領域、政治領域を含む社会の全領域を包摂していると考えるべきであろう。そのうち、貨幣メディアによってシステム化された領域、権力メディアによってシステム化された領域が自立してくる。しかし、政治領域においてもそうであるが、資本主義システムとして自立(律)化をイメージしやすい経済領域でも、経済領域がごとごとくシステム化〔自立(律)的市場システム〕することはない。経済領域には、市場システムとともに、社会・文化的領域、政治的領域と重なった前近代的ウクラードとそのような前近代的社会関係から自律した市民たちのアソシエーションなどが混在し、それらの接合面は複雑であり、かつ動態的である。大企業の職場にも職場アソシエーションがありえ、職場を越えた労働者のアソシエーション(労働組合)、あるいは、技術者のアソシエーションが、また、地域の市民と労働組合のアソシエーションもありえる。ところが、ルーマン流のシステム論と批判的に対質するうちにハーバーマスは、自らも若干それに似せてしまい、こ

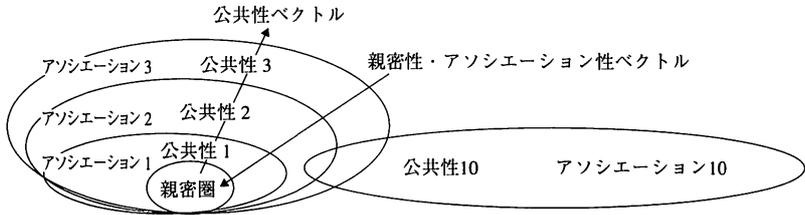
こでも截然たる二分法によって、経済領域は貨幣メディアによる完全システム化、国家セクターは権力メディアによる完全システム化、残された社会・文化領域が非システム化領域としての生活世界とクリア化してしまう。しかも、自立（律）的システム、たとえば、貨幣システムへの生活世界からの干渉はシステムの効率性をそこなうとして、これを禁じ、法コードのみがシステムと生活世界の変換機となるとする。「あいだ」と「外部」のない、ハーバーマスのあまりにもクリアな二分法思考が、いまや、ハーバーマスの課題である生活世界のコミュニケーション的合理化の遂行による「未完のプロジェクト」をいかに阻んでいるかは、もはや、かなり明らかになったと信ずる。

(4) 〈個—アソシエーション—公共性〉による新たな公共性の追求

さて、少し、ハーバーマスに関わり過ぎたかもしれないが、この辺で、本来の課題である「新たな公共性」の追求に戻ろう。以上の議論を踏まえば、はじめに提示した〈個—共同性〉は、—いまや、個（私）と公共性とのあいだを媒介するところの—、つぎのように歴史的特殊性、ないし暫定性に媒介されてある〈個（私）—共（協、ないしアソシエーション）—公共〉と表現した方がより妥当だと思われる。

特殊な私（他者に対して秘匿する特殊性 private、さらに私にも不文明的な「外部」に囲まわれている私）が他の私と互いに開き合い、コミュニケーション的理性によって互いに了解、連帯するとき（あるいはそのような意味を担って行為しあうとき）、それは、公共性へ向けての最初の了解・連帯（あるいはその意味を担う行為）といえるが、直ちに普通にいわれる広い公共性には達しない。けだし、その開き合いは、たがいに「外部」をもっていることは別にしても（「外部」に開き直るのではなく、これを「合理性」によって取り込もうとする運動、ベクトルをもつことは大前提であるが、それでも残る「外部性」である）、なお、限定された範囲に過ぎず、他のその

図8 アソシエーションと公共圏（性）



ような試みに対しては、まだ、特殊性をもって閉じられている。この了解・連帯（その意味を担う行為）は、特殊性をもった共（協）ないしアソシエーションというべきであろう。このようなアソシエーションが互いに他のアソシエーションに開き合い、コミュニケーション的理性によって互いに了解・連帯するとき（あるいはそのような意味を担って行為し合うとき）、より広い範囲の公共性を実現する。しかし、なお、その公共性も、暫定的である。けだし、それは、なお、排除している他者がいるかもしれないからである。

このように、アソシエーション1は、家族という親密圏には公共的（公共性1）であるが、アソシエーションとアソシエーションが互いに開き合うより広い範囲の公共性（公共性2）には、逆に親密圏の特殊性をもつ（したがって、それはアソシエーション1といえる）。

図8の左側の図では、公共性ベクトルが外側に行くアソシエーションほど値が大きくなっているが、必ずしも、同心円状に公共性ベクトルが大きくなるとは限らない。図では表しにくいだが、アソシエーション2、あるいはアソシエーション3のなかのある成員たちは、はるかに大きなベクトルの公共性に達している場合がある（アソシエーション10）。かなり、入り乱れているのが実際であろう。

ところで、これらたがいに開き合うアソシエーションの重なり合いをもった広がりさき、支えあってしか生きていけないゆえに一定の広さの特別に濃密に共有しあう生活世界としてのコミュニティがある。コミュニ

ティのもっとも小さな単位は、家族であろうが、さらに、ローカルな、ナショナルなコミュニティなどへと広がっていく。そこで、アソシエーションの広がり、重なり合いがこのようなコミュニティへ広がったさいに注意すべきこととしてつぎの二点をあげておきたい。

ひとつは、ここでいう、より開かれる公共圏（性）と浸透し合う親密性ベクトルは、公共圏（性）のなかでこそ始めて確認しえる個人の、その家族の、ローカル・コミュニティの、ナショナルコミュニティの、そして、次節を先回りしていえば、スーパー・ナショナル・リージョナルな、さらに、グローバル・コミュニティのユニークな、コミュニタリアンなアイデンティティをつくり出すベクトルである、ということ。

もうひとつは、コミュニティは、地方政府、国民国家など国家システムを具現するものと領域において重なる場合が多いが、「新しい公共性」が再建するコミュニティと国家システム化されたコミュニティを混同してはならない、ということである。まさに、後者の「官のコミュニティ」を「民のコミュニティ」へ転化していこうというのがコミュニケーションの合理性ベクトルなのだから。

さて、〈個—共同性〉を以上のように〈個（私）—共（協・アソシエーション）—公共〉の重なり合いと考えれば、新しい公共性を獲得するために必要なことは、いま、適当なベクトル値のアソシエーションAを想定すれば、アソシエーションAを〈内に〉、そして、〈外に〉開いていくことである。

① 〈内に〉というのは、NPOにしろ、協同組合（共済）にしろ、〈私〉を〈他の私〉との強制力を排した voluntary なコミュニケーションに開いて、mutual な了解・連帯、さらにコミュニケーション的経済行為もおこなうことである。そうとすると、各組合員が voluntary に参加し、mutual な了解・連帯のもとに、各組合員の出資で、アソシエーションナルな

討議によって了解、共感する事柄をアソシエーションによって担うという、協同組合という形態の方がNPOよりも、今度は、一人一票制など自由で、平等の参加民主主義が健全におこなわれれば、きわめて有力な組織形態になってくる。

②〈外に〉、というのは、他者（他の私、他のアソシエーション）に対して、より高次の、ないし、広い範囲の公共性を求めて、強制力を排したvoluntaryなコミュニケーションに開いて、mutualな了解・連帯、さらにコミュニケーション的経済行為をもおこなうことである。その多様で、複数の、重層し、交錯する追及のうちに、先にみたように、人類が21世紀以降もその歴史の歩みを続けていこうとするなら、現在、緊急に求められている公共性として、「人々が、自然・生態系のなかの、また、過去から未来へつなぐ文化のなかの、〈個—共同性〉を契機とする相互行為の重なり合いとしての社会のなかの存在としての自ら（より正確に言えば、自らと自分たちの〈個—共同性〉）を、こんどは、国家にその公共性としての共同性を譲り渡すことなく、取り戻さねばならない」ということが了解され、その意味を担った諸行為がなされ始めることが期待されるのである。

それゆえ、いまや図5の右下の「民による公」（NPO等）とあるが、まさに、NPOであれ、協同組合（共済）であれ、互いに開かれた討議こそが使命や意味の公共性を保障する。そして、この企てに、どれだけ多くの人びとを社会的経済のアソシエーションに開き、自らと自分たちの〈個（私）—共（協・アソシエーション）—公共〉を取り戻す便宜があるかが問題となるであろう。とりわけ、従来排除されてきた人々が主体的に参加できる便宜を図ることが重要であろう。その意味で、社会的に排除されてきた、あるいは、そうでなくとも、一方的にケアされるだけであった人びとをアソシエーションの一員として、主体的に参加する社会的協同組合という組織は、理念的にはもっとも極北に位置するといえよう。

図4においては、NPOがもっとも有力に見えたが、どれがもっとも有

力か、ということよりもそれぞれ特徴をもった、その多様なあり方が重要となるのである。

さて、以下に系論としていくつかの論点を追加しておこう。

③ NPO、協同組合のあいだでの公共性を求めての開かれた議論が必要であるが、ハーバーマスがつねに多くの批判者をもつのは、自由で平等な人々のあいだでの強制力を排除された理想的な議論において、コミュニケーション的理性が根拠を挙げておこなう、理性的な議論によって了解、連帯に達するという点であった。たしかに、開かれた、自立（律）公共性を求める、ハーバーマスのいう再生した新市民社会（Zivilgesellschaft）の市民については、開かれた議論によって了解、連帯が獲得されることが多くなっているかもしれない。しかし、それにしても、歴史を振り返れば、フェミニズムの例を挙げるまでもなく、排除された人びとが議論に加わり、承認を得るためには、相当長い期間にわたる、ときに激しい運動、あるいは闘争が必要であった。当の理想的に開かれているはずのハーバーマスの公共性さえ、フェミニズムに公共性を承認するのに、フェミニズムからの強い批判を受けて後のことであった。それゆえ、公共性を求めるには、排除されたものの声に過敏なくらいセンシブルでなければならず、それを包摂し、それによって、既存の了解＝公共性を絶えず再評価していかなければならない。それでも、必ずしも議論における理性のみによっておのずから新たな公共性に達することは難しい。つねに、運動からの入力というダイナミズムを必要としていることを再度強調しておきたい。

かくて、NPOの社会的ミッションも、協同組合のアソシエーション的なこだわりも、絶えずこのような議論のなかで了解され直され続けねばならないのである。

④さらに、このことに関連してもう一点触れておけば、多くの人々が、とりわけ排除されてきた人々が、これらの企てに参加できることが枢要で

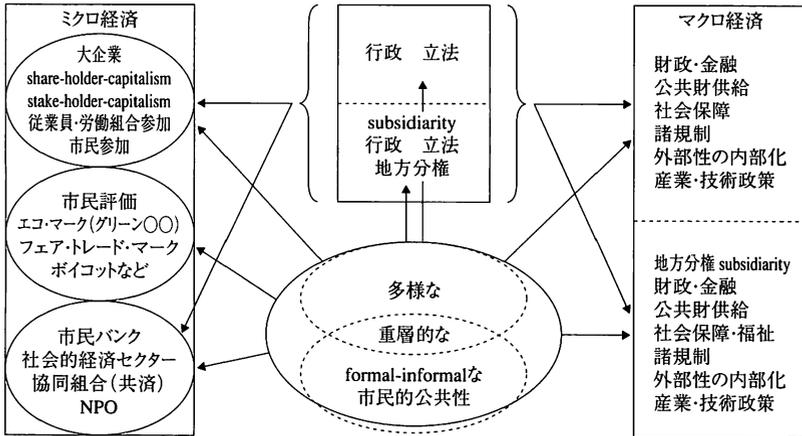
あるとすれば、寄付が出来、ボランティア労働ができる経済的余裕がある人びとだけでなく、まさにそこから排除されている、そのような余裕のないひとびとを積極的に包摂していく仕組みが必要であるということである。そうとすれば、寄付もボランティアも重要な意味があるが、主に自らの労働を以ってしか参加できない人々のためには、労働の対価が支払われしめるべきであろう。むしろ、それが例外でなく、原則であり、余裕のある人びとは、得た労働の対価を寄付する、あるいは、循環型経済構築のための資金循環のパイプを太くするべく、たとえば市民バンクに預託するというようにすべきではなかろうか。

さて、最後に、新たな公共性（コミュニケーション的理性）の追求における、社会的経済セクターの限界、より適切に言えば、新たな公共性の経済セクターへの浸透の多様な形態について触れておこう。

新市民社会（Zivilgesellschaft）の新たな公共性（コミュニケーション的理性）の追求は、すでに述べたように、一方で、国家にその公共性としての協同性を譲り渡すことなく自分たちのもとに取り戻す、ラディカル・デモクラシーとして現われるとともに、他方で、アソシエーションによって経済を担う社会的経済セクターの拡大として現われるが、社会的経済セクターの拡大は、コミュニケーション的理性を経済セクターに浸透させ、貨幣セクターによる生活世界の植民地化を矯正するもっとも基礎的、直接的な形態である。

しかし、もちろん、社会的経済は、人と人とのコミュニケーション的行為という「見える手」で結ぶというのがその本質をなすので、社会的経済の規模や範囲にはおのずから限界がある。社会的経済が経済セクターを全面的に覆うことは出来ない。すでに触れたように、ハーバーマスは、むしろ、複雑化した社会においては、法によって経済セクターに介入した方がコミュニケーション的理性をここに浸透させ、貨幣セクターによる生活世界の植民地化を矯正するのにより有効だと言っていたが、たしかにそのよ

図9 コミュニケーション的「理性」浸透の多様なルート



うな側面もある。ただし、もはや、いうまでもないことだが、そのさいは、立法、行政、そして司法すら、いまや *Zivilgesellschaft* の市民によるフォーマル、インフォーマルな議論によって見出された新たな公共性を体現し、市民主権、民主主義の民主主義化、分権、補完性原則 (*subsidiarity rule*: 下位の公共体に権限と責任を分権し、上位公共体はそれを補完するにとどめることを原則とする) を達成していなければならない。この関係は、山岡義典の図5によく表現されている。

もはや、説明を省くが、多様な、重層的な、フォーマル・インフォーマルの市民的公共性が①(a)直接的に社会経済として、(b)労働組合・市民株主としての経営参加 (大企業がステイク・ホルダー・キャピタリズムになれば、さらに、多様な市民的公共性の担い手が参加し得る)、(c)エコ・マーク、フェア・トレード・マークなどによる市民評価指標、ボイコットなどの直接行動、(d)経済倫理としての社会への浸透 ②市民立法・市民行政を通じて、マクロ的、ミクロ的介入、などの多様なルートがある (図9)。

社会的経済は、このように、コミュニケーション的理性を浸透させるも

っとも基底的な形態であれ、多様なルートのなかで相対化される。しかし、多様なルートを生み出す根源とも言える、市民社会の活性化のためには、社会的経済以上に基底的な形態を考えるのは難しい。

Ⅲ 「新しい公共性」のグローカル性

ところで、先にみたように、新自由主義的グローバリゼーションのもとで、先進諸国、途上諸国・地域を問わず、バブルとその破綻に翻弄され、リストラと大量失業、諸格差・排除の拡大のなかで、社会は分裂し、アノミー化が進行し、自然・生態系との連関も壊される。この社会の解体、自然・生態系との連関の破壊は、途上国の人々の生活世界において、とりわけはなはだしく進行するが、この問題は、先進諸国、途上諸国・地域が新自由主義的グローバリゼーションによってますます一体化してきているゆえに、途上諸国・地域の人びとの問題であるとともに、同時に、われわれの問題でもある。それゆえ、われわれの求める「コミュニケーション的理性」、あるいは「新たな公共性」の追求とその社会への浸透ベクトルは、前節末に掲げた図9で終わるわけにはいかないのである。

図9が示す方向へすでに舵を切っているかのように見えるEU諸国においても、新自由主義的グローバリゼーションの帰結としての、バブル経済とその反動不況の繰り返し、アメリカのITバブルとその破綻による70年ぶりの長期的停滞局面への突入、その間、ますます激しくなるメガ・コンペティション、かくて、深刻化する構造的失業、とりわけ、より停滞の著しい諸国・地域からの移民流入がこれらの問題をさらに深刻化するなど、一国の国内的対応だけでは難しくなっている。

EUのなかでも、スウェーデン福祉国家は、福祉国家の典型例とされてきたが、新自由主義的グローバリゼーションの波をかぶり、揺らぎ始めている。宮本太郎(1999)『福祉国家という戦略—スウェーデンモデルの政

『治経済学一』という優れた研究がそのゆくえを占うのに示唆的である。かいつまんで紹介すれば、つぎのようになる。

スウェーデンの福祉国家の特徴は、選択的経済政策（完全雇用を達成するため政策として、一般的な需要喚起のケインズ政策ではなく、産業構造高度化への戦略を組み込んだ経済政策のことで、連帯賃金水準の支払能力のない低生産性部門から高生産性部門へ、労働者・失業者をかれらの教育・訓練を通じて移動させる積極的労働市場政策とセットをなす）が完全雇用と経済成長をもたらし、それを前提に普遍主義的福祉政策（福祉の給付やサービスを所得調査によって選別、限定することなく、すべての市民を対象とする）を個人のパフォーマンスをより直接に反映させるしかたで（たとえば、所得比例年金など）、経済政策と福祉政策に連携をもたせるところにある。これは、ホワイトカラー（中間層）をも福祉国家政策の支持者として獲得するのに成功させ、大きな福祉国家を実現させた。高度成長と完全雇用が続くかぎり大きな福祉国家は素晴らしい成果を収めた。

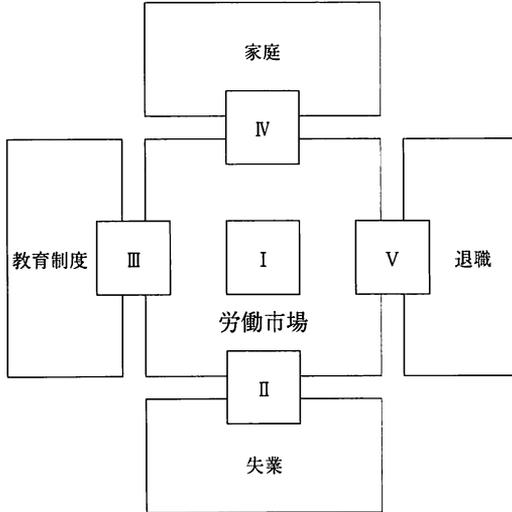
しかし、1970年代半ばすぎから、他の国と同様、福祉国家のスウェーデンモデルも揺らぎ始め、70年代は、いわば左にゆれ、80年代には、右にゆれるという蛇行の末に迎えた90年代には、コーポラティズム的な制度が解体に向かう一方で、失業が急増し、かつてない困難に直面するようになった。環境の変容が起こったのだ。第1に、ポスト・フォードイズム化であり、第2に、経済のグローバル化に伴う労使の力関係の変化である⁽²³⁾。

その結果、ひとつには、ユーロ・コーポラティズムとEUレベルでの福祉（社会）政策、雇用政策の展開である。もっともそれらはいずれも不十分である⁽²⁴⁾。

国内的にみると、一方では、福祉水準の低下がおこるとともに、二重構造が顕在化しつつある。二重構造というのは、スウェーデンの福祉国家は制度的にみれば労働市場参加を条件とする所得比例型の保証と最低限保証の二層構造をなしており、完全雇用が揺らぐとこの二重構造が露呈してしまうのである。とくに、積極的労働市場政策によっても新たな雇用の場を見つけれない社会的弱者の排除が進んだ（もっとも、国際的には、なお、スウェーデンの所得再分配機能は高い）。

しかし、他方で、「すべての人に、ここで、直ちに」という平等ではなく、ライフチャンスの均等な配分を実現しそれを人的資本の開発につなげる「社会的投資戦略」は、すでに、「自由選択社会」理念の提起をとおして以前か

図10 架橋的な労働市場モデル



- I フルタイムとパートタイム、労働と訓練の架橋措置
- II 雇用と失業の架橋措置
- III 雇用と教育の架橋措置
- IV 雇用と家庭の架橋措置
- V 雇用と退職の架橋措置

(出典) 宮本太郎 (1999), 269頁

(原典) Schmid, Günther (1995)

らなされていたが、これはポスト・フォーディズム的な社会変容に適合しているとともに、社会的弱者への対応ということについても、彼らの潜在能力の発揮を支援しつつ「包摂」していくということにおいても有効である。

さらに、現実には雇用の不安定化を惹起している労働市場のフレキシビリティを逆手につかって、新しい雇用政策および福祉政策と連動させることで、人々が教育、労働、退職と画然と区別された三つの段階を進むのではなく、必要を感じたとき自由に労働市場を離れたり教育を受けたりする条件へに転化させる「積極的フレキシビリティ」の構想が提起されている。

そして、それについて、つぎのような架橋的な労働市場モデルが構想されている(図10)。

ここには五つの政策領域がある。Iの領域は、労働市場内部でのワークシ

エアリングを可能にする政策。IIの領域は、積極的労働市場政策。IIIの領域は、個人の関心や産業社会の変化に応じて労働市場と教育の間を行き来するための教育手当、リカレント教育など。IVの領域は、女性（あるいは男性）を家庭における無償労働に拘束することなく労働市場とつなげていく育児休暇や介護支援。そして、Vの領域は、高齢者の雇用促進策や早期退職制度など。

ところで、福祉の供給体制としては、90年以降、国家、市場、家族・コミュニティ、そして非営利組織などのアソシエーションが相互に連携して一つの福祉体制を形成する福祉多元体制が比較的急速に進行している。非営利組織などのアソシエーションは、排除されたものを包摂するのに有効であるとともに、市民からのコントロールの新たな回路として福祉多元体制のシナジ一効果を高めるのに貢献できる⁽²⁵⁾。

以上、紹介が大分長くなってしまったが、これをどのように受け止めるべきか。

ひとつは、スウェーデンの福祉国家は、選択的経済政策、積極的労働市場政策、そして普遍的（しかし、成果主義的な）福祉政策と、どの構成要素をとっても、もともと適度に市場競争適合的であり（世界銀行『東アジアの軌跡』1993が用いたことばをつかえば、“market-friendly”というべきか）、そのことが、グローバリゼーションと福祉国家の危機の時代を迎えても、それへの対応をそうでない場合よりは容易にしていると思われる。それでも、90年代に入って、失業、二重構造、社会的弱者の排除が進行したところに、グローバル化、ポスト・フォーディズムのインパクトの大きさとそれへの対応の難しさが現われている。とくに、グローバル化には、一国内での対応が難しく、EUレベルへの展開を図るしかない。しかし、それも、容易には進展しないとすれば、むしろ、グローバルな競争を前提に選択的経済政策（サプライサイド政策）、積極的労働市場政策、そして成果主義を強めていくしかない。それは、サッチャーの新自由主義に近いというよりも、ジェソップのいう、新シュンペーターのワークフェア国家やヒルシュのいう「国民的競争国家」に近くなる（宮本太郎は福祉国家の将来を

めぐる仮説を4つに分類するが、これを「衰退説」としている)⁽²⁶⁾。すなわち、グローバルなメガ・コンペティションに勝ち抜くために、イノベーションを刺激し、国民的な競争力を高めるサプライサイド政策国家に近づくということである。ここに新自由主義的グローバリゼーションへの適応というベクトルをみることができる。

しかし、他方で、新自由主義的グローバリゼーションへの適応が必然にする二重構造の顕在化、周辺層の拡大、排除の進行といった事態に対して、スウェーデン福祉国家は、これを再包摂しようという理念と政策を持ち続けている。現実には雇用の不安定化にほかならない事態を逆手につかって、これを必要を感じたとき自由に労働市場を離れたり教育を受けたりする条件に転化させる「積極的フレキシビリティ」の構想はその最たるものである。

しかし、そのためには、架橋的な労働市場モデルが示すように、労働市場の周辺に福祉国家によるしっかりした安心安全とリフレッシュ（再訓練・教育も含めて）の場の創出が必要である。だが、〈新自由主義への適応ベクトル〉がさらに強くなれば、ここでも排除が進行する。かくて、福祉の多元的供給体制のなかでも、再包摂機能に優れた社会的経済セクターの役割がそれだけより重要になる。うへの架橋モデルでは、社会的経済セクターが明示されていないが、むしろ、橋に代えて、福祉セクターと労働市場を跨ぐ広場として、これをモデルに書き込めないだろうか。これは、排除されたものに開かれて形成される〈「市民的公共性」ベクトル〉といえよう。スウェーデンの福祉国家は、いま、〈新自由主義への適応ベクトル〉、あるいは、たんに新自由主義ベクトルと〈「市民的公共性」ベクトル〉とのぶつかり合いのうちにあるといえよう。

さて、以上において、多少スウェーデンの福祉国家のダイナミズムに立ち入ったのは、どのタイプの福祉国家、あるいは福祉国家ならざる国家で

も、さらにまた、グローバルな社会においても、いま、〈新自由主義（への適応）ベクトル〉と〈「市民的公共性」ベクトル〉とのぶつかり合いのダイナミズムが作用しているとみただからである。

新自由主義的グローバリゼーションは、まさにグローバリゼーションとして、あらゆる国・地域で、〈新自由主義（への適応）ベクトル〉を刺激し、それらにいいよ激しくなるグローバル市場でのメガ・コンペティションに勝ち抜けるように、「国民的競争国家」への転換を迫っている。

スウェーデンは、社会統合をも進めようというEUに属し、地球上で、一人あたり国民所得のもっとも高い国のグループに属し、多数の有力な多国籍企業を擁し、産業構造の高度化・IT化にもっとも成功を取めている国のひとつである。どこの国・地域でもスウェーデンのようになれるとは限らない。グローバルな市場で勝ち抜く競争政策は、たしかに、個々の国にとっては合理的であろう。しかし、すべての国が勝利するわけには行かない。とりわけ、広範な影響力をもつ先端科学技術、グローバルな市場におけるデファクト・スタンダード、収穫逡増や集積の利益が大きな意味をもってきている現在のグローバル市場においては、合成の誤謬を帰結してしまう危険が大きい。

ユニークなイノベーションは、定義によって、多数者は多くの場合これを確保できない。多数者はフォロワーになるしかない。フォロワーの間では、生産要素のコスト切り下げ競争が蔓延する。「国民的競争国家」は、かくて、「底辺への競争」を余儀なくされる。

たとえば、われわれは、かつて、つぎのように論じたことがある⁽²⁷⁾。

無制限な労働供給や身体摩滅的強制労働など人間収奪の労働、また無制約な環境収奪が存在し、それをもって競争が展開されるならば、「底への競争」の問題はより深刻になる。

ICFTU（国際自由労連）も、制裁を以って国際労働規準を遵守させようとするのは、社会条項を守ろうと努力している途上国が、それを守らない途上国による競争圧力によって、それが難しくなるのを阻止することがその趣

旨だという。

ICFTU は、たとえば、つぎのようにいう。

「インドがカーペット産業の児童労働を放置したままにしていることで最も打撃を受けているのは、労働条件を改善しようとしているネパールのカーペット輸出業者である。インドネシアの炭鉱で労働組合が抑圧されていることによって最も打撃を受けているのは、インドの炭鉱である。今まで強い労働組合のおかげで比較的よい賃金を得ていたが、インドネシアからの輸入でその賃金が切り下げられた。そして、すべての発展途上国は、中国が中核的労働基準を冒して、安い労働コストを提供することによって、多国籍企業を彼らのところから中国へ引き抜かれることによって打撃を蒙っている。」

これがグローバルに突き抜け、広がる〈新自由主義（への適応）ベクトル〉である。では、他方の〈市民的公共性〉ベクトルの方はどうか。

興味深いことに、先進諸国のNPOの発展状況を明らかにした Lester M. Salamon たちは、先進国と同じように、途上国においても社会的経済セクターの台頭が見られることを報告している。

Helmut K. Anheier and Lester M. Salamon ed. (1998) は、総括的に次のように述べる⁽²⁸⁾。

まず、いくつかの指標を挙げて、途上国と先進国（OECD 諸国）とを比較する。

一人当たり国民所得をみると途上国は隔絶して低い。そのことを、人びとは貧困のうちであり、market にアクセスできないゆえに non-market の需要が大きいと読む。その必要を満たしていたのが血縁、部族内の相互扶助、パトロン—クライアント関係であったが、都市化、近代化によってそれが衰退し、NPO に対する需要を大きくしているという。

つぎに、政府の社会福祉支出の小さなことを挙げ、政府もまた人びとの必要を満たしていないとする。前項とあわせて market failure/government failure という。

農業就業人口比の高さを示し、そのことを、先進国ではNPO台頭の重要な要素となっている都市中間層の未発展と読む。さらに、政府は、しばしば

権威主義的で NPO に敵対的であるという。

このように NPO に対する需要が大きいにもかかわらず、先進国と異なってその輩出を阻害する要因も大きいという。

しかし、先進国と同じように、1980年代から、とりわけ1990年以降、NPO が急速に台頭してきている、という。その理由として、もっとも強く彼が支持しているのは、一つには、サプライ・サイドの起業家精神—古くからあるのは、宗教的動機によるものであるが、外国の NGO や都市中間層の経済発展支援、エンパワーメント—が大きく貢献しているという。

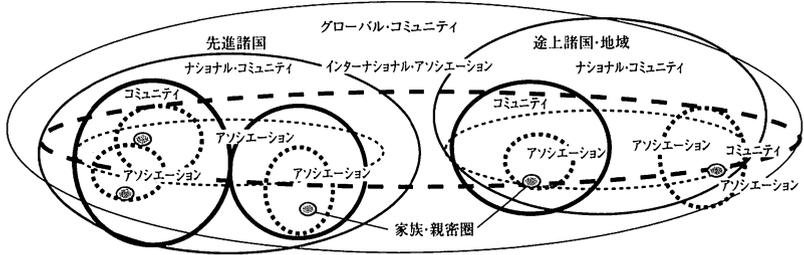
二つには、社会的背景として、次の4つのモデルを挙げる。①政府が保守的エリートにバックアップされているときには、社会福祉支出も小さく、NGO に敵対的な statist model、②小さな政府と強い NPO の liberal model、③社会民主主義的な大きな政府と限界のある NPO が係わる social-democratic model、そして、④国家と NPO がパートナーシップを組むという corporatist model がこれであり、①から④への転換がみられたことが NPO が台頭した理由であるという。

これを要約していえば、一定の経済発展による都市中間層の台頭、国際的な NGO 支援、権威主義的國家の民主化が、必要とされていた Non-market mechanism を広範に、かつ急速に台頭させる転軸機となった、といえよう。

では、NPO はどれほどのウエイトをもつようになったのか。それを探る際、途上国においては、初めに指摘した、それぞれの社会に特徴的な形態で存在してきた、いわば「前近代的社会的経済」がさまざまな仕方でも時代の流れに適応して存続しており、それが果たす役割も大きく、NPO を狭く規定するとその多様な形態を見落してしまうので、十分にフレキシブルに規定しなければならない、という。

しかし、それにしても、つぎのようにいう、「途上国における非営利セクターの大きさは、想定されていたよりも遥かに上回るが、しかし、先進諸国に比べると一般的にはより小さい。先進諸国では、労働力人口の4～5%であるの対して、2%以下にとどまっている。」と。

図11 グローバル・コミュニティ、ナショナル・コミュニティ、ローカル・コミュニティ



社会的経済が急速に台頭してきたにもかかわらず、社会の解体、自然・生態系との連関の破壊がとりわけはなはだしく進行し、それがもっとも必要とされているところで、なお、決定的に不十分たるを免れないのである。

そこで、確認しておかねばならないことは、途上国に人びとの生活世界の破壊が、グローバリゼーションの下で、とりわけはなはだしく進行していることは、多国籍企業を擁し、そのグローバリゼーションをアメリカとともにそれを推進している先進諸国に住むわれわれに無関係ではないことである。例え、そのことに無感覚であったとしても、うえにみた〈新自由主義的グローバリゼーション（への適合）ベクトル〉が廻り回ってわれわれの周りに押し寄せてくるのである。

それゆえ、前節からのわれわれの議論からすれば、われわれのコミュニケーション的理性による討議、コミュニケーション的行為は、社会の解体、自然・生態系との連関の破壊に瀕する途上国のひとびとにまで開かれ、彼らを包摂することによって、より広い、高次の「新しい公共性」を獲得するのでなければ、われわれの「新しい公共性」の創出は終わらない、ということであろう。さきの図8は、いまや図11へ展開する。ここでは、〈家族・親密圏—アソシエーション—公共圏（性）〉は、コミュニティとして、ローカル、ナショナル、グローバル、あるいは、ナショナルのな

かのリージョン (sub-national-regions), ナショナルを越えたグローバルななかのリージョン (supra-national-regions) も含めて、多様化し、重層化し、相互に入り乱れる。

ナショナルを超えたリージョン、グローバル・コミュニティは、歴史文化的の世界としてのほか、最近では、地球環境問題、情報化によって、とみにその密度を高めてはいるが、生活世界としても、必ずしも確固としていて、密度が濃いとまでにはっていない。ただ、貨幣メディアによるシステム化（市場化）だけがとくに新自由主義的グローバリゼーションによって突出して進められている（さらにそれを支える諸国際機関、諸制度が整いつつある。すなわち、IMF, WTO, 世界銀行、あるいは、地域自由貿易協定など）。しかし、その市場システムを裏打ちする世界国家権力システムは欠如している。覇権国家・アメリカがデ・ファクトに代替しようとしているが、何の正統性もない。先行する経済（貨幣）システム、あるいは、政治（権力）システムの跳梁に抗して、内部構成の多様性、重層性を相互に受容・批判しつつ形成される、ナショナルを超えたリージョン、あるいはグローバルな「市民的公共性」なる「新しい公共性」は、いま、形成途上である。

ところで、その公共圏（性）の広がりの中で、ローカル・コミュニティは、特別の根重要性をもつ。

それは、けだし、自然・生態系内存在として、また社会内存在としてわれわれの命と暮らしの営みは、自然・生態系と社会の（〈個と協同性〉）のありように制約され、またそれらに働きかけ返す応答のうちになされるのだが、われわれは、さしあたり、命と暮らしの営みの大部分がそこでなされるローカル・コミュニティとその自然・生態系（風土）とのあいだにおいてこれをなす。ローカル・コミュニティは、より広い社会のありようがわれわれにいかなる意味をもつか、最終的な結果を示すところであり、また、自然・生態系との応答のフロンティアである。

さらに、ローカル・コミュニティこそは、権力システムの僭称する官と

しての公共を市民的公共性としての民の公共にするべく、そして、また、貨幣システムによって植民地化され、社会的排除が進むのに抗して人びとがたがいに討議し、共感し合い、行為し合うことによって、われわれが直接参加し、その在りように主体的に働きかけられるもっとも手近なコミュニティである。

かくて、ローカル・コミュニティの公共圏（性）の確保は、命と暮らしの質と持続可能性（sustainability）にとって、根幹の重要性をもつ。そのとき、内橋克人がいうように、(F)食の生産と流通（Food）、(E)再生可能なエネルギー（Energy）、(C)ケア（care 社会的介護）の三領域の、「見える手」の協働で形成される循環型経済が展望される⁽²⁹⁾。

これを先進国のコミュニティのおいてのみならず、まさに、社会の解体、自然・生態系との連関の破壊に瀕する途上国のコミュニティにおいて実現されなければならないことは、われわれがより広い範囲の他者に開き、これを包摂して「新たな公共性」を獲得し、かくて、ナショナル・コミュニティを超えた東アジア・コミュニティの、あるいは、グローバル・コミュニティの市民としてのアイデンティティを獲得したときは、まさに、我々自身の課題となる。

この課題にもっぱら特化しているアソシエーションが NGO であるが、この課題は NGO のみによって果たされるわけではない。日本国内での社会的経済の構築、さらにそれらの重り合いによって FEC のローカル・コミュニティの〈個—共（協＝アソシエーション）—公共〉への埋め込みの試みが、直接、途上国のローカル・コミュニティにおける社会的経済の構築に関わらなくとも、「アウトルキー形成への意志とノウハウ、制度はそのまま社会の共有資産なのであり、新たな公共圏の再構築へとつながるだろう」と内橋がいうように、われらとかれらのあいだの共有資産（＝capability 潜在的可能性）となり得る。もっとも、もっぱらわれわれが共有資産 capability をつくるには限られない。かれらの方がそれをつくる

可能性もある。いずれにしても、コミュニケーションの理性による了解、連帯、相互行為に達しようとするのだから、相互反省と相互の学びあい以外によっては、これは遂行できない。

権威主義体制の民主化は、社会的経済の叢生と強い相関性を示すという L. Salamon の指摘を少し前に紹介したが、このことも、互いに、ローカル・コミュニティにおける人びとの自律公共性を獲得しようとするわれわれと途上国の人々の間の共有資産 capability に入るであろう。

ところで、途上国の人びとに開かれたコミュニケーション的理性による了解、連帯、相互行為は、以上のような、双方における社会的経済の形成に関わり合うという直接的な形態を最も基底的にして、不可欠の重要な形態としてこれを促すが、それだけに限られない。

たとえば、社会的経済の主導によって、FEC の三領域を中心に「見える手」、すなわち、アソシエーションのネットワーク経済を形成していくことは、FEC の三領域をすべて社会的経済によって担いきることではない。もちろん、経済セクターをすべてアウトルキーにすることでもない。その無理は、歴史的にも実証済みである。営利企業のダイナミズムも、貿易も、国際金融や直接投資も想定されるべきであろう。なにはともあれ、現にあるところから出発しなければならない。

そこで、われわれと途上国の人々のコミュニケーション的理性による了解・連帯・相互行為の前に克服すべきどのような問題が立ちはだかっているのか、グローバル経済の状況をざっと観察してみよう。

さき Salamon, Lester M. and Anheier, Helmut K.ed. (1998), も指摘していたように、途上国の人びとの一人あたり所得は低く、農業就業人口の比率が高い。これは、途上国において、工業化がまだ低位のまま留まるか、あるいは、それがもつばらグローバル市場向けで「生産条件」が「社会の存立条件」を悪化させることがあっても、「社会の存立条件」を向

上させる工業化ではなかったことを物語る。内橋克人のいうように、貨幣システム（資本主義的生産）の発展は、一定の程度までは、人々が、自然・生態系のなかの存在としての、社会のなかの存在としての、また、歴史的文化的なかの存在としての、その命と暮らしの営みを豊かにするのに貢献する。別のことばをつかえば、人びとと社会の潜在能力（capability = well-being and well-doing）を高めるのに貢献し得る。しかし、それは、きわめて不均等で途上国の多くを未発展のままにして、グローバル資本主義の展開は、その一定の程度を超え、総じて社会の存立条件を脅かすようになってしまったのである。

また、先進国においては、大きな福祉国家が人びとの自律公共性を脅かすようになってしまったが、逆に途上国においては、福祉国家は殆ど未展開である。未展開のまま、新自由主義的グローバリゼーションの波をかぶり、小さな政府を強要されるに至ったのである。

したがって、途上国の場合、途上国の人びとの、したがって、また、社会及び経済の capability（well-being, well-doing）増進に資す限りで、経済の発展（歴史的にもっとも効率的なシステムである資本主義経済の経済発展）を進める産業政策（開発主義政策）が、あるいは、さきに言及した「国民的競争国家」の「構造的競争力」向上政策が必要である（スウェーデンの選択的経済政策、積極的労働市場政策、普遍的福祉政策ミックス、あるいは、村上泰亮の「開発主義」政策ミックスを想起しよう）。

ちなみに、「開発主義」のプロトタイプ・モデルとして、村上泰亮はつぎのようなポリシーミックスをいう⁽³⁰⁾。

- | | | |
|--|--|------------|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 私有財産制に基づく市場競争を原則 2) 産業政策
〔費用低減的な特定産業の指定。産業別指示計画。
技術進歩の促進。価格の過当競争規制。〕 3) ターゲットの中に輸出産業を含める。 4) 小規模企業の育成。 | } | 狭

義 |
|--|--|------------|

- | | | |
|--|---|------|
| <ul style="list-style-type: none"> 5) 反新古典派的分配政策（大衆消費中心の国内市場育成） 6) その一助としてのうちの農地の平等分配。 | } | 分配 |
| <ul style="list-style-type: none"> 7) 少なくとも中等教育までの教育制度の充実。 8) 公平で有能なネポティズムをこえた近代官僚制。 | } | インフラ |

このような産業政策（開発主義政策）を遂行するためには、ナショナルレベルやローカルレベルの公共セクターがこの任に耐える財政力と遂行能力をもたねばならないだろう。

しかし、それは一定の条件付である。その条件とは、いうまでもなく、「国民的競争国家」に転落して、「底辺への競争」促進するのを阻止し、あくまで、人びとと社会の潜在能力（capability=well-being and well-doing）の増進に資するべく、同時に、スウェーデンにおいて、二重構造の顕在化、社会的被排除者を再包摂する機能を果たす架橋モデルのような労働と福祉の融合体をつくりだすこととともになされねばならないということである。もちろん、途上国の場合、ポスト・フォーディズムに適合的な「自由選択社会」的な労働と福祉の融合体をつくりだすのは難しいであろう。しかし、スウェーデンでも、〈新自由主義への適合ベクトル〉が強くなり、シュンペーター的ワークフェアの側面が強く働きだすと架橋モデルからさえ、社会的弱者の排除が拡大する。これを社会的に再包摂するもっとも有力なアクターは、ほかでもない、社会的経済セクターの諸組織群、とりわけ、弱者もそのメンバーとして加わったアソシエーションであった。また、〈新自由主義への適合ベクトル〉をもっともシンプルに感じる感受性を持ち、これに対抗すべく、被排除者に関して「新しい公共性」ベクトルを生み出すフロンティアをなすのも社会的経済セクターの諸アクターであった。途上国の場合、このような社会経済セクターならば、多少、領域や形態は異なれ、展開する領域は広く広がっており、そのウェイトと役割はスウェーデンの場合よりはるかに大きくなり得る可能性がある

る。そして、社会的経済セクターは、さきにみたように、民主化、とりわけ、地方分権、参加民主主義の進展によって拡大し、また、これは、すでにのべたように、途上国の民主化を推進するもっとも基底的なセクターなのである。

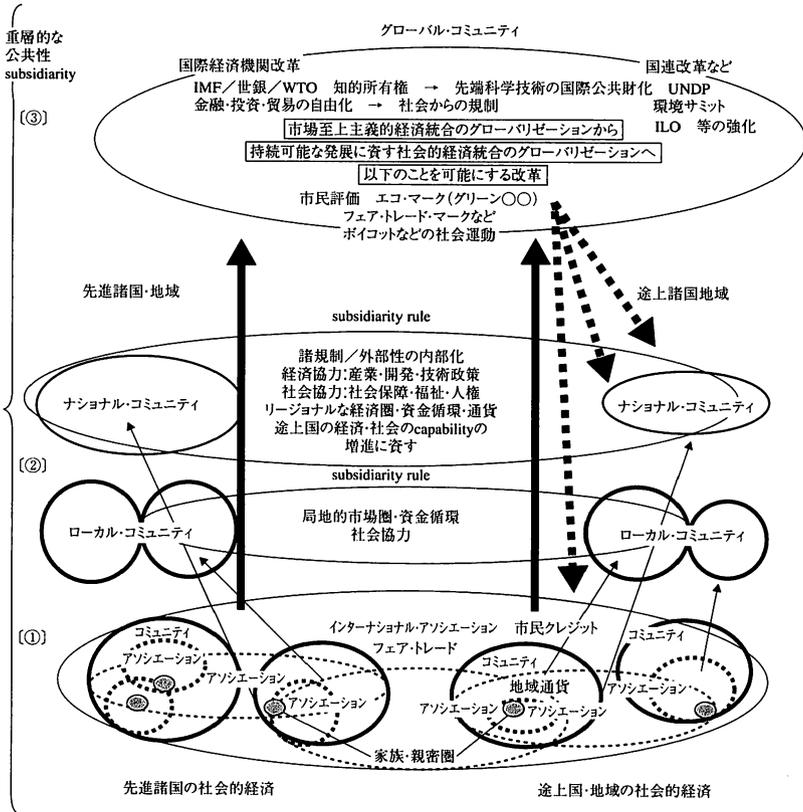
かくて、途上国の場合も「産業政策（開発主義）」は、社会的経済の促進、そして民主化（あるいは、民主主義の参加民主主義化）とともに、同時になさなければならないのである。経済開発が先で、その後に、「開発主義をこえて」というのは、統計的に実証できない開発独裁体制の弁護論であり、民主主義が「貧困の克服」の鍵となるとは、まさに、アマルティア・センが生涯の仕事として、あくなく説くところである⁽³¹⁾。

さて、図11にみるように、先進諸国の社会的経済セクターとの連携によって、「新しい公共性」を求める力量が増すとき、社会的経済セクターを拡大するばかりでなく、自分たちの公共性が、図12に見るような力強さでグローバルに貫くことが期待されるのである。

力を増した「新たな公共性」は、ローカル・コミュニティからグローバル・コミュニティまで、〈個（親密圏）—アソシエーション（協）—公共性〉がさきに指摘したように、多様で、重層的であるゆえに、〔①〕FECの三領域をローカル・コミュニティの〈個と共同性〉のなかに埋め込むとともに、〔②〕それを基盤にしつつ、人びとのcapabilityの増進に資するように、現実のナショナルのなかのリージョン、ナショナルな経済発展のあり方、そして、ナショナルを超えるリージョナルな経済発展のあり方を転換しようとするであろう。

つまり、「見えざる手」ばかりでなく、「見える手」によっても連携することによって、国内のローカル・コミュニティ間の、また、（先進—途上国間のそれも含む）ローカル・コミュニティ間の局地的経済圏、そして、（先進—途上国間のそれも含む）国民経済間のリージョナルな経済圏は、たんなる経済圏ではなく、同時にそれぞれ社会的ディメンション、また、

図12 「新たな公共性」のグローバルな性格



エコロジカルディメンションをもつようになりえるのである。

しかし、そのためには、図に見るように、〔③〕自由主義的グローバル化を推進する国際経済機関のあり方を変革しなければならない。「新たな公共性」あるいは「コミュニケーション的理性」は、草の根からとともに、「新自由主義ベクトル」をグローバル・コミュニティに放つ戦略的中枢機関のあり方を、いわばうえからも変革しなければならないのである⁽³²⁾。

現在、IMF、世界銀行などの国際経済機関の改革、あるいは、国連のUNDP、環境サミット、社会サミットのありようをめぐって、新自由主義推進勢力と社会的経済がその有力な一翼と成っているインターナショナル・アソシエーションとが機会あるごとに激しい鏝迫り合いをおこなっている。1992年のリオ・サミットに至るインターナショナル・アソシエーションの興隆が一つの時期を画した。しかし、90年代こそ、新自由主義的グローバリゼーションが堰を切った奔流のごとく勢いを増した時期であった。しかし、その負の側面は、1999年末のWTOシアトル閣僚会議を失敗に追い込んだという、インターナショナル・アソシエーションの反グローバリズムの昂揚をもたらした。そして、いまや、アメリカのバブルもはじけ、70年ぶりに、ゆっくりであるが破局の淵に沈みつつある。

このとき、新自由主義的グローバリゼーションが帰結する社会的にも、環境的にも維持不可能な発展のしかたは、グローバルコミュニティの社会的側面をあつかう国際機関である、国際労働機関（ILO）をこのインターナショナル・アソシエーションの反グローバリゼーションの昂揚の圏外にとどまることを許さなかった。

1999年、「ILOを近代化し再生する任務を課されて選出された」ファン・ソマビア国際労働機関（ILO）事務局長は、その事務局長報告『ディセント・ワーク』（1999）⁽³³⁾の冒頭でつぎのようにいう。

「この20年間において、ILOの伝統的活動の基礎はグローバル経済の出現によってもたらされた経済的、社会的環境の変容によって変化し、方向転換を迫られました。

経済自由化政策は、国家、労働、および経営の間の変化させました。経済の成果は、今や、社会の当事者、法規範、あるいは国家の干渉による調停よりも、市場の力の強い影響を受けるようになっていきます。国際資本市場は、各国の労働力市場との密接な協力の枠外のものとなり、資本と労働にとって不釣合いの危険と利益を作り出しています。『実体』経済と金融システムは、相互の接触を失ったように思われます。

雇用形態、労働市場および労使関係における変化は、ILOの構成員、とりわけ労働組織と使用者団体に対して大きな変化をもたらしています。

グローバル化は、繁栄と不平等をもたらし、集団的社会責任の限界を試しています。」

「人間の不安定と失業の問題はまた、大多数の諸国において最優先の政治的問題に返り咲いています。……移行経済諸国の経験、増大する社会的分極化、アフリカの排除、および新興市場諸国の最近の危機は、すべて、新たな金融体系の摸索を支える強固な社会的枠組みが必要なことを明らかにしています。」

そして、「世界経済に人間の顔を与えること」が迫られているとし、ILOの目標をつぎのように再規定する。

「今日、その使命は、大きな変革の時代において、広く行きわたった人びとの重大関心事の中に共鳴しているものを見出すことです。すなわちそれはディーセントワークのための持続的機会を見出すことにあります。

今日のILOの主要な目標は、自由、公平、安全、そして人間としての尊厳を条件として、女性や男性にディーセントで生産的な仕事を確保するための機会を促進することです。ディーセントワークは、4つのすべての戦略目標、すなわち、労働における権利の推進、雇用、社会的保護、そして社会対話のすべてが収束する焦点となっています。ILOは、ディーセントワークについての政策を導き、近い将来におけるその国際的役割を明確にしなければなりません。」

このように、経済が先行しているグローバリゼーションに欠落している社会的ディメンションをつくり出そうというのである。

そして、まず、正規労働者だけでなく、正規の労働市場の外で働いている労働者、規制の適用がない賃金労働者、自営業者および家内労働者など膨大な数にのぼるインフォーマルな経済で働いている人々にも関心を持つ必要があるとのべ、十分な雇用機会が存在せず、社会保障が不適切で、働くにさいして人間としての権利が蹂躪され、働く人びとの声が伝わらない

など、4つの戦略目標において、ディーセントワークが、いかに不足しているか、に注意を喚起する。

2002年、かかるILOが、社会的経済セクターの一翼をなす協同組合に期待をかけ、「協同組合の促進」勧告⁽³⁴⁾を採択した。短いが、含蓄のある、その前文を（若干簡略化して）引用して、本稿をひとまず閉じることしよう。

2002年協同組合の促進勧告

国際労働機関の総会は、……協同組合にとって、グローバル化による新しいさまざまな圧力、問題、及び機会が生じてきていることを認識し、

1998年の第87回国際労働総会で採択された労働における基本原則および権利に関する宣言に留意し、

諸国際労働条約および諸勧告、とくに、労働基本権、社会保障（最低基準）、差別待遇、農業従事者団体、人的資源開発、雇用政策、中小企業における雇用創出などに関わる条約や勧告に具体化された権利および原則に留意し、

「労働力は商品ではない」というフィラデルフィア宣言に具体化された原則を想起し、

すべての労働者のディーセントワークの実現がILOの第一の目的であることを強調し、

協同組合の促進に関する提案の採択を決定し、

その提案が勧告の形式をとるべきであることを決定して、

次の勧告を2002年6月20日採択する。

〈注〉

* 本稿は、「市民がつくる政策調査会」の「『社会的経済』促進プロジェクト」の第4回公開研究会（2002年9月25日）での報告（NEWS LETTER No.4

および『社会運動』No.273, 市民セクター政策機構)に加筆し, 若干展開したものである。

- (1) Calhoun, Craig, ed. (1992) 訳, 316頁。
- (2) Drucker, Peter F. (1989) 訳, 298頁。
- (3) Drucker, Peter F. (1993) 訳, 288頁。
- (6) Salamon, Lester M. and Anheier, Helmut K. (1994) 訳, 3-4頁。
- (5) 同上, 20-25頁。および, Salamon, Lester M. (1999), p.464-466.
- (6) Salamon, Lester M. (1999)
- (7), (9) 北島健一「社会的経済の思想と理論」富沢賢治・川口清史編, 23-41頁。
- (8) Moreau, Jacques, (1994) 訳, 197-198頁, 参考資料。
- (10) 富沢賢治「はじめに—新しい社会経済システムを求めて」富沢・川口編, 17頁
- (11) Laidlaw, A. F. (1980) 訳, 13-16頁。
- (12) ICA, (1995)
- (13) Habermas, Jürgen (1981) 訳, とくに第一部第一章と第二部第六章。
- (14) 図3-A~図3-Dは, 一方で, ハーバーマスの「生活世界」と「システム」の対抗, 他方で, ベストフの「第三セクターと福祉の三角形」モデルにヒントを得て, それを歴史的な, またそれぞれのセクター間のダイナミズムに注意を向けることを意図して作成した。とくに, 社会的セクターの〈親密圏・家族—アソシエーション—コミュニティ—市民的公共性〉の多様性, 複合性, 重合性とそのダイナミズムについては, 次節で論じる予定である。また, 「生活世界」の理解がハーバーマスとは少し違ってくるが, それについても次節で述べることにしよう。
- (15) 内橋克人 (1994), 19-20頁。
- (16) Joachim Hirsch (1995)
- (17) 宮本太郎 (1999)
- (18) Bernstein, Richard J. (1983) 訳, II, 412頁。
- (19) 同上, 412-413頁。
- (20) 吉田傑俊 (1995)
- (21) 佐藤慶幸 (1991), 270頁。
- (22) 佐藤慶幸 (2002), 149-153頁。
- (23) 宮本太郎 (1999), 203-204頁。
- (24) 同上, 239-243頁。
- (25) 同上, 247-273頁。

- (26) 同上, 247-263頁。ちなみに, 他の3説をあげておこう。いわば「衰退説」と対をなす「持続説」は, 受益者集団が作り出され, これが削減に対する新たな抵抗勢力をつくりだし, 福祉財政支出は容易には縮小しないという説。つぎに質的側面について, 「分岐説」と「再編説」。「分岐説」は, 衰退か持続か, という一般化はできないとし, 福祉国家についての, 自由主義モデルがたどる「ネオ・リベラル・ルート」, 社会民主主義モデルがたどる「スカンディナビアン・ルート」, ドイツ・オランダ・イタリアなど保守主義モデルがたどる「労働削減ルート」と, 福祉国家のゆくえは, そのタイプによって分岐するという説。「再編説」とは, 福祉の供給主体に視点を置いて, 従来の供給主体が国家のみに限らず, 市場, コミュニティ・家族, 非営利セクターなどを含んで多元化するという説。宮本は, スウェーデンの場合を「衰退」を含んだ「持続」, 「分岐」のための「再編」と, 特徴づけている。非常に説得的だが, ここでは, これを〈新自由主義ベクトル〉と〈新たな公共性ベクトル〉との対抗の具体相のひとつきわめて示唆的な具体相のひとつとして読み取ろうとしているのである。
- (27) 粕谷信次 (2000a)
- (28) Salamon, Lester M. and Anheier, Helmut K.ed. (1998), p.1-44.
- (29) 内橋克人 (1997)
- (30) 村上泰亮 (1992), 第8章。
- (31) Sen, Amartya (1999)
- (32) 粕谷信次 (2000b)
- (33) ILO (1999), 第1章 主要な目標。
- (34) ILO (2002)

《参考文献》

- 石塚秀夫 (1997) 「EU 統合と社会的経済」 富沢・川口編 (1997)
- 内橋克人 (1994) 『破綻か再生か—日本経済への緊急提言』 文芸春秋社
- 内橋克人 (1997) 「新しい多元的経済社会の中での仕事の創造」 河合隼雄・内橋克人編 (1997)
- 粕谷信次 (2000a) 「WTO シアトル閣僚会議の失敗は歴史の分水嶺になり得るか—貿易と環境労働のリンクをめぐる南北対立に関する一考察」 『経済志林』 第68巻第2号
- 粕谷信次 (2000b) 「ポスト・シアトルにおける児童労働廃絶の道筋」 『労働法律旬報』 2000年8月上旬号
- 河合隼雄・内橋克人編 (1997) 『仕事の創造』 岩波書店

- 北島健一 (1997) 「社会的経済の思想と理論」 富沢賢治・川口清史編 (1997)
- 佐藤慶幸 (1991) 『生活世界と対話の理論』 文眞堂
- 佐藤慶幸 (2002) 『NPO と市民社会』 有斐閣
- 筑紫哲也編 (2001) 『〈政治参加〉の7つの方法』 講談社
- 富沢賢治 (1997) 「はじめに—新しい社会経済システムを求めて」 富沢・川口編 (1997)
- 富沢賢治・川口清史編 (1997) 『非営利・協同セクターの理論と現実—参加型社会システムを求めて—』 日本経済評論社
- 藤田暁男 (1997) 「新しい社会システム論への接近」 富沢・川口編 (1997)
- 宮崎徹 (2002) 「市場主義を経てのガバナンスと社会関係資源に着目した展開を一新たに3つの分野での検討が必要—」 『社会運動』 No.268, 市民センター政策機構
- 宮本太郎 (1999) 『福祉国家という戦略—スウェーデンモデルの政治経済学—』 法律文化社。
- 村上泰亮 (1992) 『反古典の政治経済学』 (下) 岩波書店
- 山岡義典 (1997) 「NPO とはなにか」 山岡義典編著 『NPO 基礎講座—市民社会の創造のために』 ぎょうせい
- 山岡義典 (2001) 「手段としてのNPO」 筑紫哲也編 (2001)
- 山岡義典 (2002) 「日本のNPOの現状とセクター形成の展望」 『社会運動』 No.270, 市民センター政策機構
- 吉田傑俊 (1995) 「ハーバーマスとマルクス」 吉田傑俊・尾関周二・渡辺憲正編著 (1995)
- 吉田傑俊・尾関周二・渡辺憲正編著 (1995) 『ハーバーマスを読む』 1995 大月書店
- Bernstein, Richard J. (1983), *Beyond Objectivism and Relativism: Science, Hermeneutics, and Praxis*, University of Pennsylvania Press. 丸山高司・木岡伸夫・品川哲彦・水谷雅彦訳 『科学・解釈学・実践—客観主義と相対主義を超えて』 I, II, 1990, 岩波書店。
- Calhoun, Craig, ed. (1992), *Habermas and the Public Sphere*, MIT Press. 山本啓・新田滋訳 『ハーバーマスと公共圏』 1999, 未来社
- Drucker, Peter F. (1968), *The Age of Discontinuity: guidelines to our changing society*, Harper and Row. 林雄二郎訳 『断絶の時代』 1969, タイヤモンド社
- Drucker, Peter F. (1989), *The New Realities*, Harper & Row 上田惇生・佐々

- 木実智男訳『新しい現実』1989, ダイヤモンド社
- Drucker, Peter F., 1993, *Post-Capitalist Society*, Harper Collins Publishers, Inc. 上田惇生・佐々木実智男・田代正美訳『ポスト資本主義社会』1993, ダイヤモンド社
- Habermas, Jürgen (1962), *Strukturwandel der Öffentlichkeit—Untersuchungen zu einer Kategorie der bürgerlichen Gesellschaft*, Neuwied (Luchterhand). (1990) Surkamp Verlag, Frankfurt/Main.
- 細谷貞雄・山田正行訳『第2版 公共性の構造転換—市民社会の一カテゴリーについての探求』1994, 未来社
- Habermas, Jürgen (1981), *Therapie des kommunikativen Handelns*, Surkamp Verlag, Frankfurt/Main. 河上倫逸・M. フーブリフト・平井俊彦訳『コミュニケーション的行為の理論(上)』1985, 岩倉正博・藤沢賢一郎・徳永惇・平野嘉彦・山口節郎訳『同, (中)』1986, 丸山高司・丸山徳次・厚東洋輔・森田数実・馬場孚瑳江・脇圭平訳『同, (下)』1987.
- Habermas, Jürgen (1992), *Faktizität und Geltung: Beiträge zur Diskurstheorie des Rechts und des demokratischen Rechtsstaats*, Surkamp Verlag, Frankfurt/Main. 河上倫逸・耳野健二訳『事実性と妥当性—法と民主的法治国家の討議理論にかんする研究』(上) 2002, 未来社. 英訳 Rehg William, *Between Facts and Norms*, 1996, MIT Press.
- ICA, (1995), *Statement on the Co-operative Identity*, <http://www.ica.coop/ica/info/enprinciples.html>, 日本協同組合学会訳「21世紀の協同組合原則」
- International Labour Organization (1999), *Decent work*, <http://www.ilo.org/public/english/10ilc/ilc87/reports.htm> ILO 東京支局訳『Decent Work (デーセントワーク)』2000.
- International Labour Organization (2002), *2002 Promotion of cooperatives*. <http://www.ilo.org/public/english/standards/relm/ilc/ilc90/pdf/pr-23a.pdf>
- Joachim Hirsch (1995), *Der Nationale Wettbewerbsstaat*, Edition ID-Archiv. Berlin. 木原滋哉・中村健吾訳『国民的競争国家』1998, ミネルヴァ書房。
- Laidlaw, A. F. (1980), *Co-operatives in the Year 2000*, ICA, 日本協同組合学会編訳『西暦2000年における協同組合—レイドロー報告—』1989, 日本経済評論社。
- Moreau, Jacques (1994), *L'Économie Sociale Face à L'Ultra-Libéralisme*, Paris, Sylos. 石塚秀夫・中久保邦夫・北島健一訳『社会的経済とはなにか

- 新自由主義を超えるもの』1996, 日本経済評論社。
- Salamon, Lester M. and Anheier, Helmut K. (1994), *The Emerging Sector*, The Johns Hopkins University, Maryland University. 今田忠監訳『台頭する非営利セクター』1996, ダイアモンド社
- Salamon, Lester M. (1999), *Global Civil Society: Dimensions of the Noprofit Sector*, The Johns Hopkins Center for Civil Society Studies, Baltimore, MD.
- Salamon, Lester M. and Anheier, Helmut K. ed. (1998), *The nonprofit sector in the developing world*. Manchester University Press.
- Sehmid, Günther (1995), Ärfull syselstättning for tfarande möjlig?, PM Bäckström Förlag.
- Sen, Amartya (1999), “Democracy as a Universal Value”, in *Journal of Democracy*, 10. 3. 1999. 大石りら『貧困の克服』, 集英社
(2003.01.19. 脱稿)

Globalization and 'Social Economy': Searching for the 'Glocal' Dimensions of the New Public Sphere

Nobuji KASUYA

《Abstract》

In the debates over the future of social welfare and development policy throughout the world, increasingly more attention has been attracted by the rise of 'the social economy sector' consisting of co-operatives, mutuals and NPOs as the third sector.

Globalization as promoted by the neo-liberal economic policies in order to break the deadlock of the welfare states has now spread throughout the entire world. It is threatening the welfare states, as well as provoking a crisis that confronts what Habermas terms people's 'life worlds' in all parts of the globe. One of the most significant background factors in the rise of 'the social economy sector' can be located here. The decline of the welfare states and the destruction of people's 'life worlds' have resulted in the increased clustering of associations and social movements through which participants attempt to defend the social and environmental sustainability of their means of livelihood on their own behalf. This has become a stimulant for the revival of the civil society (*Zivilgesellschaft* in Habermas's definition), and the creation of a *new public (social) sphere* from the bottom up: on the one hand, in other words, through creating a *new public political sphere*, that is, through democratizing democracy, and, on the other hand, by creating a *new public economic sphere*, — that is, by transforming systemized fields of economy into those of the network of 'social economies' in order to limit and contain the position and the share held by the former within an appropriate range.

In particular, this article emphasizes global dimensions as well as the

local dimensions of these three elements of the new public sphere, insofar as globalization has played a key role in necessitating the birth of the new public sphere as a means of countering the threatening effects of globalization itself in regard to the sustainability of people's 'life worlds'. For this reason, the article also attempts to draw a concrete image of the nature that *the new 'glocal' public sphere* ought ideally to have, in order to bring about the best possible social and environmental sustainability for the 21st century.

As a means towards the accomplishment of this task, the author has found it useful to undertake a critical consideration of Habermas' theory, which developed through his major theoretical evolution from *The Structural Transformation of the Public Sphere* (1962) to *Between Facts and Norms* (1992).